

【実践編1 地震・津波】



実践編の目的と利用方法

- ◆実践編の目的
災害に強いまちづくりを進めるための具体施策の検討・実施にあたり、参考となる取組事例を掲載
- ◆実践編の利用方法
災害に強いまちづくりの導入メニュー、災害事象、実施主体の規模を手掛かりに、必要な事例を検索して利用

【解説】

①実践編の目的

「実践編」は、「計画編」を参考として策定した災害に強いまちづくり計画に掲げた「まちの将来像」の実現に資する具体施策を検討・実施する上での参考資料として作成するものです。

防災指針を検討するときの具体施策を検討するときや、防災・減災施策の効果的な進め方を検討するときに活用していただくことを想定し、具体的な取組事例を掲載しています。

②実践編の利用方法

実践編では「計画編 第1章」で示した「災害に強いまちづくり施策体系(例)」の導入メニューに従って取組事例を掲載しています。

個々の取組事例はカルテ形式で整理しており、災害事象、取組主体の人口や世帯数、都市計画指定状況等の諸元を掲載しています。これらの情報を手掛かりに、災害に強いまちづくりの所管課の職員の方が、必要な事例を検索して利用していただくことを想定しています。



(イラスト出典：いらすとや)

<取組事例カルテの構成>



図 取組事例カルテの構成と掲載内容



基本的な考え方 (基本事項)	基本施策	導入メニュー	実践編 掲載事例		
I 安全で確実な避難の確保	(I-1) ハザードマップ・津波避難計画の整備	① ハザードマップの作成	短期	●	
		② 避難計画等の策定	短期	●	
		(I-2) 安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備	短期	●
			② 避難困難地域の解消	短期	●
	③ 避難経路の確保		短期	●	
	(I-3) 確実な避難行動の確保	① 情報収集装置の整備	短期	◻	
		② 情報伝達方法の整備(二重化・多様化)	短期	●	
		③ 自主防災組織との連携	短期	●	
		④ 災害時要支援者等の支援	短期	●	
		⑤ 住宅・建築物・塀の耐震化・家具の固定化	短期	●	
		⑥ 南海トラフ臨時情報発表時の事前避難の検討	短期	●	
	(I-4) 津波避難対策で必要となる施設対策	① 避難誘導標識・誘導等の整備	短期	●	
		② 最短でつなぐ避難経路の確保	短期	●	
	II 地震・津波に強い都市構造の構築	(II-1) 地震対策を必要とする施設対策	① 建物の耐震化の促進	短期	●
			② 空き家対策	中長期	●
			③ ライフラインの耐震化の促進	中長期	●
④ 盛土造成地及び埋立地の液状化対策			短期	●	
⑤ ため池の耐震化			中長期	◻	
⑥ 地域防災拠点等の整備			中長期	●	
(II-2) 津波対策を必要とする施設対策		① 避難所になる重要公共施設の再配置	中長期	●	
		② 災害弱者施設(保育園、高齢者施設等)の再配置	中長期	●	
		③ 建物のRC化による耐震化の促進	中長期	◻	
		④ 宅地地盤の嵩上げ	中長期	●	
		⑤ 津波浸水対策	中長期	●	
		⑥ 堤防等の補強・機能強化	中長期	●	
		⑦ 漂流物対策	中長期	●	
		⑧ 海岸林対策	中長期	●	
		⑨ 津波防災地域づくり法に基づく推進計画の活用	中長期	●	
(II-3) 火災に強いまちの形成		① 密集市街地の解消	中長期	●	
		② 火災延焼防止帯の確保	中長期	●	
		③ 火災避難場所・経路の確保	短期	●	
		④ 住宅・建物等の不燃化・難燃化	中長期	●	
		⑤ 消防水利の確保	短期	●	
(II-4) 災害リスクに対応した土地利用計画		① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	中長期	●	
		② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	中長期	●	
(II-5) 地域の孤立対策		① ヘリポートの整備	短期	●	
		② 食料、生活必要物資の備蓄(備蓄倉庫)	短期	●	
		③ 確実な情報収集・提供手段の整備	短期	●	
	④ 避難経路・緊急輸送道路の確保	中長期	●		
III 災害に強い組織・人をつくる	(III-1) 人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	短期	●	
		② 消防団の充実・強化	短期	●	
		③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	短期	●	
		④ 防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)	短期	●	
	(III-2) 自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化	短期	●	
		② 他の地方公共団体との連携強化(防災協定・日常の地域間交流等)	短期	●	
		③ 企業との連携強化(防災協定)	短期	●	
		④ NPOとの連携	短期	◻	
	(III-3) 地方公共団体の防災力向上	① 貴重なデータの保護	短期	●	
		② 事業継続計画(BCP)の策定促進	短期	◻	
	(III-4) 有事を見据えた体制づくり	③ 職員の意識づくり	短期	●	
		① 自主防災組織による避難防災訓練の実施	短期	●	
	(IV-1) 事前復興まちづくり	② 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくり	短期	●	
		③ 支援物資等の受け入れ態勢の検討	短期	●	
		④ 災害廃棄物・海岸漂着物処理体制の検討	短期	◻	
		① 事前復興まちづくりの準備	短期	●	
	② 事前復興計画の策定	短期	●		
	③ 企業の事業継続計画(BCP)の策定促進	短期	●		

図 災害に強いまちづくり施策体系(例) 導入メニュー

● : 掲載事例



I 安全で確実な避難の確保

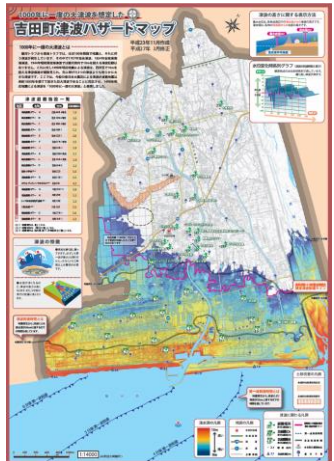
表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
I-1 ハザードマップ・津波避難計画の整備	① ハザードマップの作成	吉田町津波ハザードマップの作成【静岡県吉田町】	津波	実践編 1-5
		岐阜県液状化危険度分布図【岐阜県】	地震	実践編 1-6
	② 避難計画等の策定	地域住民が主体的に取り組む津波計画の策定【三重県尾鷲市】	津波	実践編 1-7
		地区別の津波避難計画の策定【高知県高知市】	津波	実践編 1-8
I-2 安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備	避難場所整備を含む「地区津波防災まちづくり計画」の策定【静岡県牧之原市】	津波	実践編 1-9
		② 避難困難地域の解消	津波避難施設（タワー型）の設置【静岡県吉田町】	津波
	津波避難ビルの指定と津波避難ビル整備への支援【静岡県沼津市】		津波	実践編 1-11
	「いのち山」の整備【静岡県袋井市】		津波	実践編 1-12
	コミュニティ防災センター・津波避難施設（高台）整備【静岡県焼津市】		津波	実践編 1-13
	③ 避難経路の確保	高台へ向けた避難階段の整備【静岡県沼津市】	津波	実践編 1-14
		自主防災組織を中心とした避難路整備【和歌山県串本町】	津波	実践編 1-15
		防災道路（幅員6mの道路）の整備【東京都江戸川区】	地震	実践編 1-16



基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
I-3 確実な避難 行動の確保	① 情報収集装置の整備	—	—	
	② 情報伝達方法の整備 (二重化・多様化)	津波避難での防災行政無線の外国 語対応【大阪府貝塚市】	津波	実践編 1-17
	③ 自主防災組織との 連携	災害時の避難意主眼を置いた地区 防止計画【東恋ヶ窪六丁目自治会 (東京都国分寺市)】	地震	実践編 1-18
		津波避難行動を位置付けた地区防 災計画の策定【三重県松阪市】	津波	実践編 1-19
	④ 災害時要支援者等の 支援	津波災害リスクを有するエリアの 要配慮者利用施設への避難確保計 画の作成支援【静岡県富士市】	津波	実践編 1-20
		観光客及び企業従事者(帰宅困難 者)対策の推進【愛知県田原市】	津波	実践編 1-21
	⑤ 住宅・建築物・塀の 耐震化・家具の固定化	官民の連携体制による耐震化の推 進【墨田区耐震化推進協議会(東 京都墨田区)】	地震 ・津波	実践編 1-22
⑥ 南海トラフ臨時情報 発表時の事前避難の検 討	南海トラフ地震の多様な発生形態 に備えた防災対応検討静岡県版ガ イドライン【静岡県】	地震	実践編 1-23	
I-4 津波避難対策 で必要となる 施設対策	① 避難誘導標識・ 誘導等の整備	夜間に備えた避難誘導サインの整 備【静岡県吉田市】	津波	実践編 1-24
	② 最短でつなぐ避難 経路の確保	子どもたちを守るための避難経路 の整備【三重県尾鷲市】	津波	実践編 1-25



		津 波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-1	ハザードマップ・津波避難計画の整備	
導入メニュー	I-1-①	ハザードマップの作成	
吉田町津波ハザードマップの作成		主体：静岡県吉田町	
  <p>出典：吉田町津波ハザードマップ（地図面）（吉田町HP） http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/disaster/map.asp</p>		諸 元	
		人口	28,919人
		世帯数	11,265世帯
		行政区面積	20.73km ²
		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域あり
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載			
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・津波防災対策の充実や、町民の津波防災意識を高めることを目的として、平成23年11月に町独自で作成したものです。平成27年3月に更新しています。 ・想定最大規模の津波を「1000年に一度の大津波」と表現し、浸水深、浸水範囲、津波の到達時間、津波浸水想定結果等を掲載しています。 			
取組のポイント			
<p>【学習面と地図面】津波に関する情報を整理した「学習面」と、ハザードマップが記載された「地図面」で構成されています。</p> <p>【学識者による監修】学識者に監修いただき、専門的な見地からの確認をいただいた内容を掲載しています。</p> <p>【災害教訓を掲載】学習面には東日本大震災の際に生死を分けた教訓を整理した事例や、地震発生から津波の到達、津波警報が解除されるまでのタイムラインも記載されています。</p> <p>【マップ作成効果】津波ハザードマップの取組は、想定津波浸水域における住民の具体的な避難対策を定める「吉田町津波避難計画」の策定（平成24年）につながっていきました。</p>			
活用事業			
—			

吉田町 HP 津波ハザードマップ <http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/2102.htm>
 「国土交通」No.136（国土交通省 2016.2-3） https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004506.html
 道路行政セミナー（一般財団法人道路新産業開発機構 2014.1）
https://www.hido.or.jp/14gyousei_backnumber/2013data/1401/1401tsunami_hinan_tower-yoshida_city.pdf



地震



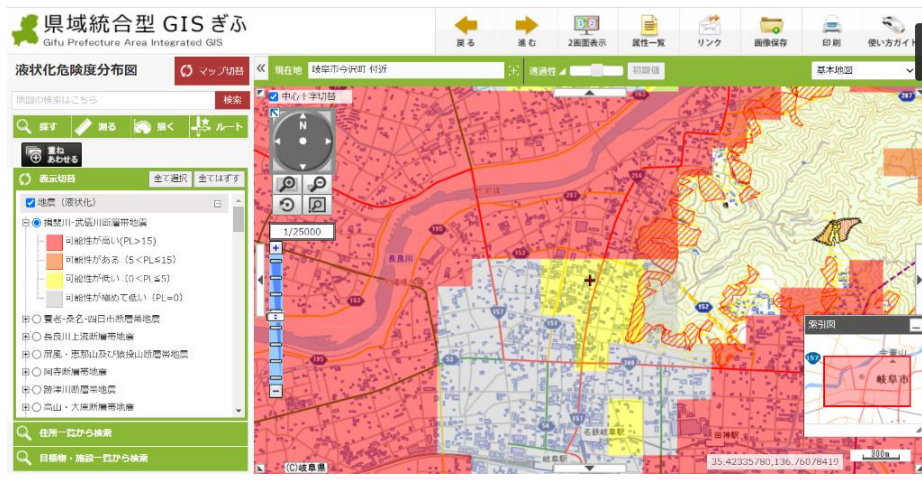
基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-1	ハザードマップ・津波避難計画の整備
導入メニュー	I-1-①	ハザードマップの作成

岐阜県液状化危険度分布図

主体：岐阜県

◆液状化危険度分布図

諸元



人口	1,978,742 人
世帯数	780,730 世帯
行政区面積	10,621 km ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：岐阜県 HP 地震危険度マップ 液状化危険度分布図 https://gis-gifu.jp/gifu-jishin/f_portal.html)

取組概要

- ・岐阜県では日ごろから地域の災害リスクを認識し、災害発生時には迅速に避難できるよう、地域別の災害危険度情報をホームページで公開しています。
- ・地震の被害を確認するハザードマップは、震度、液状化、津波の被害ごとに作成しています。
- ・液状化危険度分布図は、平成25年2月に公表した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成31年2月に公表した「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」の液状化危険度を示したデータで作成されています。

取組のポイント

【防災施設と危険度分布の重ね合わせ表示が可能】 ハザードマップは「県域統合型 GIS ぎふ」で提供されており、庁舎や避難所等の防災施設と液状化危険度分布を重ね合わせて表示させることができます（右図参照）。



【住所や目標物から検索可能】 郵便番号または住所を入力すると、指定した場所の液状化危険度を見ることができます。また学校や公共施設等目標物で検索することもできます。

液状化危険度と避難場所、避難所の重ね合わせ
(出典：岐阜県 HP 地震危険度マップ 液状化危険度分布図 https://gis-gifu.jp/gifu-jishin/f_portal.html)

活用事業

(不明)

・岐阜県 HP 「岐阜県地震危険度マップ」 https://gis-gifu.jp/gifu-jishin/f_portal.html



		津波
基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-1	ハザードマップ・津波避難計画の整備
導入メニュー	I-1-②	避難計画等の策定

3 手立ての人に
捜索と指導を

11 住み続けられる
まちづくりを

地域住民が主体的に取り組む津波避難計画の策定

主体：三重県尾鷲市






「津波は、逃げるが勝ち！」
隠れてから、5分で逃げれば
被災者ゼロ！

※ このマップには以下の内容が記されています。

- 避難所・収容避難所
- 避難経路
- 危険な箇所(ブロック壁・石垣・塚・屋根瓦)
- 消防署
- 防災倉庫
- 消防車庫
- アンサーバック
- IP電話
- 備品
- 標高15mライン

諸元	
人口	16,252 人
世帯数	8,153 世帯
行政区面積	192.71 km ²
都市計画	非線引き都市計画区域
	用途地域指定なし
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	

取組概要

・尾鷲市は、超高齢化社会における防災対策や、迅速かつ円滑な避難体制の在り方について、住民参画のもと津波避難計画の検討を進め、住民が主体となって自らの地域の避難体制構築を目的とした津波避難計画の策定（住民主導型避難体制確立事業）を実施しています。

取組のポイント

【近隣で助け合っの避難体制の構築】 尾鷲市古江地区では、高齢化が進み一人で避難することが難しい住民が増えていることから、一人での避難が困難な人と避難を支援できる人などを考慮して、避難の単位である「防災隣組」を編成しています。

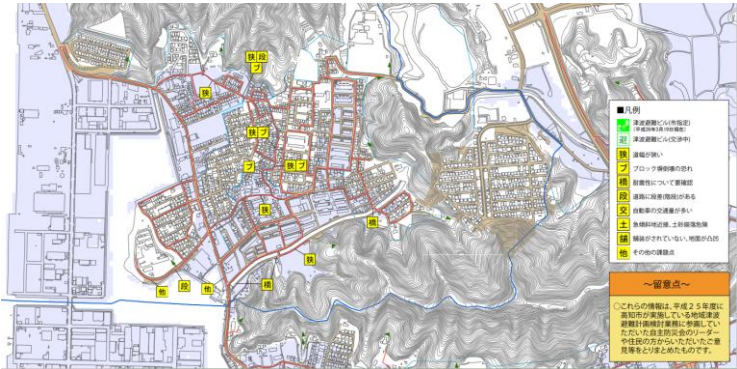
【行政からの情報だけに頼らない避難行動の検討】 土砂災害の危険のある古江地区では、局所的な集中豪雨による土砂災害等、予測が困難で行政からの情報だけでは不十分な場合に備えて、災害発生の予兆を発見したら地域住民で避難を判断し、自主的に避難するルールを定めています。

活用事業

(不明)

・一般財団法人消防防災科学センター 平成26年度『地域防災データ総覧「避難環境編」』第2章 避難を促進するための情報伝達システム(Owasegu:オワセグ)(三重県尾鷲市の事例) https://www.isad.or.jp/information_provision/information_provision/h26/



		津 波											
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #5cb85c; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 3 すべての人に 浸襲と被害を </div> <div style="background-color: #f0ad4e; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 11 命を助けられる まちづくりを </div> </div>										
基本施策	I-1	ハザードマップ・津波避難計画の整備											
導入メニュー	I-1-②	避難計画等の策定											
地区別の津波避難計画の策定		実施主体：高知県高知市											
<p>(2) 十津小学校区における避難可能時間及び避難可能距離</p> <p>十津小学校区での避難可能時間は25分、距離は900mです。</p> <p>十津小学校区では、マリンヒルズ仁井田周辺の津波浸水予測時間が約40分となると予想されています。この場合、高所への避難可能時間は25分、避難可能距離は900mとなります。</p> <p>なお、ここでは、避難開始までに必要な時間Aを10分、高所への避難時間Dを5分としています。</p> <p style="text-align: center;">表6 十津小学校区の各地点における避難可能時間及び避難可能距離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #f2f2f2;"> <th>地点</th> <th>津波浸水予測時間</th> <th>避難可能時間</th> <th>避難可能距離</th> <th>算定式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マリンヒルズ 仁井田周辺</td> <td>40分</td> <td>25分 (高所)</td> <td>900m</td> <td>25×0.6×60</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">津波避難計画の一部（十津小学校区）</p> <p>(出典：高知市 HP「十津小学校区津波避難計画」 https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/104714.pdf)</p>  <p style="text-align: center;">津波避難行動支援マップ（十津小学校区）</p> <p>(出典：高知市 HP「十津小学校区津波避難行動支援マップ」 https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/64374.pdf)</p>		地点	津波浸水予測時間	避難可能時間	避難可能距離	算定式	マリンヒルズ 仁井田周辺	40分	25分 (高所)	900m	25×0.6×60	諸 元	
地点	津波浸水予測時間	避難可能時間	避難可能距離	算定式									
マリンヒルズ 仁井田周辺	40分	25分 (高所)	900m	25×0.6×60									
		人口	326,545人										
		世帯数	154,171世帯										
		行政区面積	309.00 km ²										
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載											
取組概要													
<p>・高知市では、津波被害から命を守るために、市民一人ひとりが「津波から避難する」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達するまでに安全な高台や津波避難ビルなどへ迅速に避難することを目的とした、地区別の「津波避難計画」を地域の自主防災組織等と策定しています。</p>													
取組のポイント													
<p>【小学校区ごとの作成】 各家庭の避難マップ作成に役立てられるよう、津波避難計画、津波避難行動支援マップは、地震による津波の浸水想定区域にある小学校区別に作成しています。</p> <p>【地区住民等による検討会】 計画策定にあたっては、地区住民による津波避難計画検討会を組織してワークショップや現地調査を実施し、2カ年をかけて津波避難計画と津波避難行動支援マップのとりまとめを行いました。</p>													
活用事業													
(不明)													

・高知市公式 HP「地区別津波避難計画」<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/12/tikubetunamihinankeikaku.html>



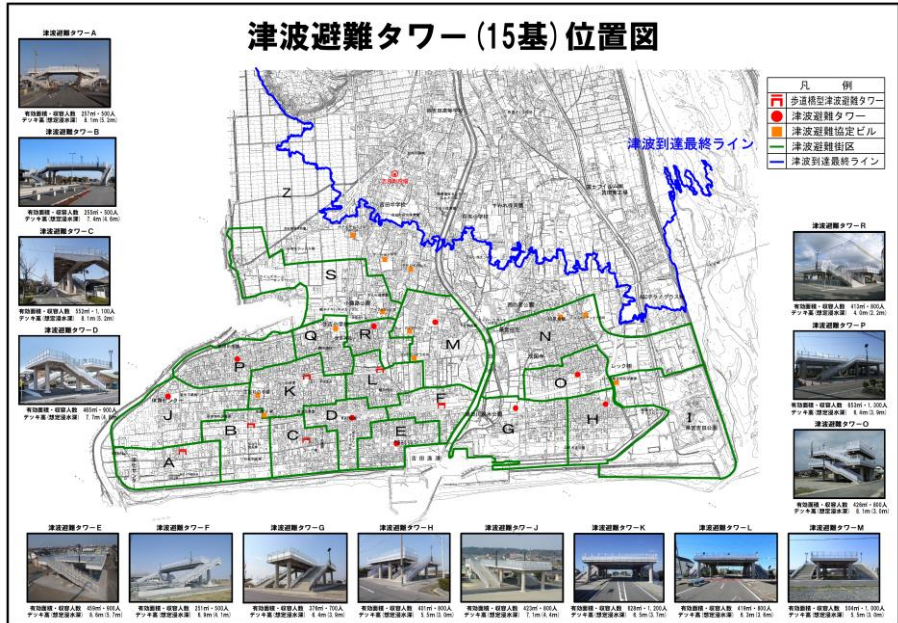
		津 波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保	
導入メニュー	I-2-①	避難場所の確保・整備	
避難場所整備を含む「地区津波防災まちづくり計画」の策定		主体：静岡県牧之原市	
		諸 元	
		人口	43,502 人
		世帯数	15,904 世帯
		行政区面積	111.69 km ²
		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> 最大級の津波が到来しても住民全員が助かるために、各地区における避難場所や避難路などの施設整備や日ごろからの防災意識、対策をまとめたものです（平成25年3月策定）。 いつ発生するか分からない、大規模災害に対しては、住民一人一人が「自分の命は自分で守る」を原則として考え、行動することが重要だと捉えています。 			
取組のポイント			
【住民ワークショップで作成】 市内沿岸部5地区の地域住民が県や市、関係機関とともにワークショップ形式で意見交換を行い、地区の実情や課題に沿った内容として作り上げました。			
【先導プロジェクトを掲載】 各地区のまちづくり全体のテーマと、ハード・ソフトの5項目（避難場所の確保、避難路の整備、サインや情報提供、日頃の意識や避難訓練、災害弱者対策）に基づく個別テーマを定め、テーマごとに設定された「主要事業」の中から、特に緊急性が高く、波及効果が大きいなどの理由で、優先的に進めたいという意見が多かった事業を「先導プロジェクト」に位置付けました。			
【推進体制の整備】 計画策定後の事業化に向けて、「プロジェクトチーム」、「牧之原市津波防災事業化策定委員会」、「地区津波防災まちづくり推進委員会」の3つの組織を立ち上げ、相互に支援や連携を図りながら取り組んでいます。			
活用事業			
—			



		津 波
基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保
導入メニュー	I-2-②	避難困難地域の解消



津波避難施設（タワー型）の設置 主体：静岡県吉田町



諸 元

人口	28,919 人
世帯数	11,265 世帯
行政区面積	20.73 km ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：吉田町 HP 津波避難タワー位置図 <http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/secure/2300/download.pdf>)

取組概要

- ・吉田町は、津波避難シミュレーションを行って避難対象地域や避難困難地区を把握し、避難困難者の避難場所として避難施設（タワー型）の整備を行いました。
- ・津波最終到達ラインから500m以内の健常者、250m以内の災害時要援護者（避難行動要支援者）は避難可能とし、それ以外は避難困難地区と設定して、避難困難地区の自治会ごと避難場所を配置し、既存施設の利用ができない15エリアに津波避難タワーを平成24年度～25年度の2年間で設置しました。

取組のポイント

- 【道路空間を活用した津波避難施設の整備】** 用地取得の時間や工期短縮、経費の軽減を図るため、道路空間を活用した横断歩道橋と避難施設との兼用工作物として整備しています。
- 【検討委員会による設計基準の検討】** タワーの強度や津波の波力等、町だけの技術力だけでは設計が困難なため、構造的な問題の解決に向けて町職員に加え、学識経験者、国土交通省、静岡県等の委員で構成する検討委員会を設置して検討を行い、その成果を「道路上に設置する津波避難タワーの標準仕様設計基準」をとりまとめました。

活用事業

国庫支出金と市債

・全国市町村会 HP 静岡県吉田町／道路空間を活用した津波避難タワーの建設 <https://www.zck.or.jp/site/forum/1291.html>



		津 波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保	
導入メニュー	I-2-②	避難困難地域の解消	
津波避難ビルの指定と津波避ビル整備への支援			主体：静岡県沼津市
		津波避難ビル	津波避難路 → 高台へ
		<p>津波避難訓練対象区域内に立地する約200棟の建物を津波避難ビルとして指定し、津波ハザードマップに掲載しています。</p> <p>津波避難ビルは、原則として以下の条件を満たしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●RC造(鉄筋コンクリート造)もしくはSRC造(鉄骨鉄筋コンクリート造) ●1981年以降の建築基準法に適合 ●3階建て以上(想定津波高により、一部異なります) <p>津波避難ビルは今後も追加指定していきます。ビル所有者のみならずご協力をお願いいたします。</p>	<p>香貫地区以南の各地区に、高台への津波避難路を186路線指定し、津波ハザードマップに掲載しています。津波避難路には、避難の目安となる海拔も表示されていますので、実際に歩いて、避難ルートや所要時間を確認しましょう。</p> <p>津波避難路は平時からの維持管理が重要となるため、自主防災組織を中心に除草作業などの定期的な維持管理に努め、いざという時に利用できるようにしておきましょう。</p>
		<p>津波避難ビル(第四地区センター)</p>	<p>津波避難路(らららサンビーチ付近、西浦平沢)</p>
		<p>津波避難ビル標識</p>	<p>津波注意 海拔表示看板</p>
		<p>※人口・世帯数、行政区画面積は令和2年国勢調査データを記載</p>	
		諸 元	
		人口	189,386人
		世帯数	83,438世帯
		行政区画面積	186.96km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・沼津市の津波避難困難地区では、避難マウントの整備や津波避難ビルの指定を行っています。 ・地震による津波の被害から市民の生命を守るため、津波避難ビル整備事業を行う者に対し予算の範囲内で、補助金を交付しています。 			
取組のポイント			
<p>【地区の避難計画に基づく津波避難ビルの指定】各地区で地震・津波避難計画が作成されており、計画に基づいて津波避難ビルを指定しています。</p> <p>【地域における津波避難ビル整備を支援】津波避難訓練対象区域（沼津市でこれまで最も大きな被害を受けた安政東海地震（1854年）の津波浸水域を含む単位自治会の区域）内において、津波避難ビルとして指定を受けているものや津波避難ビルの指定を条件とする建築物（新築を含む）を対象に、整備費用の2/3を補助します（上限は600万円）。対象施設における外付け階段、手すり、避難誘導表示板や停電時に対応できる照明灯などの設備の整備が対象です。</p>			
活用事業			
(不明)			

・沼津市 HP「地震・津波対策マニュアル（平成27年4月改訂）」

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/jishintunami/index.htm>

・沼津市 HP「平成30年度沼津市津波対策計画」

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/tsunamitaisaku/doc/01.pdf>



津波



基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保
導入メニュー	I-2-②	避難困難地域の解消

「いのち山」の整備

主体：静岡県袋井市



【湊東地区命山】「湊命山」



【中新田地区命山】「きぼうの丘」



【湊西地区命山】「江川の丘」



【東同笠・大野地区命山】「寄木の丘」

(出典：袋井市 HP「平成の命山」

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/3/2/bosai/1466817404364.html>

諸元

人口	87,864人
世帯数	34,072世帯
行政区面積	108.33km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・延宝8年(1680年)の高潮災害で大きな被害を被った村人が築いた築山を、市民は「命塚」「助け山」「命山」と呼んでいます。東日本大震災以降、津波から市民の生命を守るため、先人の知恵を生かした「平成の命山」の建設を要望する声が地元住民から上がりました。
- ・袋井市では、平成24年度から平成28年度にかけて、先人の知恵に学びつつ、現代工法による海拔10mの津波一時避難場所「平成の命山」4か所を整備しました。

取組のポイント

【日頃から親しめる憩いの場として市民に活用】 命山を公園のように整備することで、平常時から市民に親しまれ、いざというときの避難場所という意識が高まることを期待しています。また、子供たちの防災学習にも活用されています。

【安全安心が長持ち】 避難タワー等の施設は老朽化によって建替えが必要となりますが、命山は、維持管理は必要ですが建替えは発生しないため、安全安心が長持ちします。

表 整備した命山の諸元

名称	完成年月	敷地面積(m ²)	収容スペース(m ²)	収容人数(人)
湊命山	平成25年12月	6,433	1,300	1,300
きぼうの丘	平成28年3月	8,716	400	400
江川の丘	平成29年2月	5,968	300	300
寄木の丘	平成29年3月	7,859	300	300

活用事業

(不明)

・出典：袋井市 HP「平成の命山」 <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/3/2/bosai/1466817404364.html>



		津 波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #5cb85c; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 すべての人に 健康と福祉を </div> <div style="background-color: #f0ad4e; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 11 住み続けられる まちづくりを </div> </div>
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保	
導入メニュー	I-2-②	避難困難地域の解消	
コミュニティ防災センター・津波避難施設(高台)整備		主体：静岡県焼津市	
		諸 元	
		人口	136,845 人
		世帯数	53,243 世帯
		行政区面積	70.31 km ²
		都市計画	線引き都市計 画区域 用途地域あり
小川第13コミュニティ防災センター 津波避難施設(高台)「こすぎ山」 (こすぎ山出典：焼津市HP「津波避難施設(高台)一覧」 https://www.city.yaizu.lg.jp/bousai/earthquake/hinan/takadai.html)		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・焼津市では、津波危険区域等における防災体制の充実を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動の増進に資することを目的として、市内に16ヶ所のコミュニティ防災センターを設置しています。 ・コミュニティ防災センターは、平常時は自主防災組織活動の中心として、防災訓練及び防止知識の普及の場として、災害時には津波避難ビル及び災害応急活動の拠点としての機能を持っています。 ・また津波避難施設として高台広場も整備しています。 			
取組のポイント			
【避難者の収容を想定した整備】			
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ防災センターは、避難者収容室や食料備蓄庫を備えています。 			
【夜間の避難を想定した整備】			
<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設の高台広場は、夜間時における避難活動を円滑化するため、階段及び避難ステージ上にソーラーシステム蓄電式のLED照明を設置するとともに、階段に蓄光材を設置していません。 			
活用事業			
コミュニティ防災センター（小川第13コミュニティ防災センターの場合）国費、県費、市費、地元からの寄付 津波避難施設(高台) 国費、県費、市町村振興協会費、市費			

・焼津市 HP「焼津市コミュニティ防災センター条例」
https://en3-jg.d1-law.com/yaizu/d1w_reiki/H420901010121/H420901010121.html
 ・焼津市 HP「津波避難施設(高台)一覧」
<https://www.city.yaizu.lg.jp/bousai/earthquake/hinan/takadai.html>



		津 波										
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 <small>すべての人に 浸染と被害を</small> </div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 11 <small>伝え続けられる まちづくりを</small> </div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 17 <small>パートナーシップで 目標を達成しよう</small> </div> </div>									
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保										
導入メニュー	I-2-③	避難経路の確保										
高台へ向けた避難階段の整備		主体：静岡県沼津市										
津波ハザードマップで 確認しましょう!		諸 元										
<p>※現在の津波ハザードマップは、静岡県第4次地震被害想定を基にしています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">津波避難ビル</p> <p>津波避難訓練対象区域内に立地する約200棟の建物を津波避難ビルとして指定し、津波ハザードマップに掲載しています。 津波避難ビルは、原則として以下の条件を満たしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● RC造(鉄筋コンクリート造)もしくはSRC造(鉄骨鉄筋コンクリート造) ● 1981年以降の建築基準法に適合 ● 3階建て以上(想定津波高により、一部異なります) <p>津波避難ビルは今後も追加指定していきます。ビル所有者のみならず、ご協力をお願いいたします。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-left: 10px;">津波避難ビル標識</div> </div> <p style="font-size: small;">津波避難ビル(第4地区センター)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">津波避難路 → 高台へ</p> <p>香貫地区以南の各地区に、高台への津波避難路を186路線指定し、津波ハザードマップに掲載しています。津波避難路には、避難の目安となる海拔も表示されていますので、実際に歩いて、避難ルートや所要時間を確認しましょう。 津波避難路は平時からの維持管理が重要となるため、自主防災組織を中心に除草作業などの定期的な維持管理に努め、いざという時に利用できるようなしておきましょう。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-left: 10px;">海拔表示看板</div> </div> <div style="margin-left: 10px;"> </div> <p style="font-size: small;">津波避難路(らららサンビーチ付近、西浦平沢)</p> </div> </div>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">人口</td> <td>189,386人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>83,438世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>186.96 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市計画</td> <td>線引き都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載</p>		人口	189,386人	世帯数	83,438世帯	行政区面積	186.96 km ²	都市計画	線引き都市計画区域	用途地域指定あり
人口	189,386人											
世帯数	83,438世帯											
行政区面積	186.96 km ²											
都市計画	線引き都市計画区域											
	用途地域指定あり											
出典：沼津市地震・津波対策マニュアル（平成27年4月改訂）												
取組概要												
<p>・沼津市では、静岡県第4次地震被害想定を基にした「沼津市地震・津波対策アクションプラン」に基づく「津波避難路」の整備の一貫として、自主防災会等が実施する津波避難階段の整備に補助を行っています。</p>												
取組のポイント												
<p>【自主防災会等を対象】 補助対象は、市が指定した避難路(指定津波避難路)で市有地であるもので、当該土地所有者から津波避難路整備事業を実施することについて承諾を得た自主防災会等(自主防災会及び連合自治会自主防災会)です。</p> <p>【地域における避難路整備を支援】 指定避難路については、整備費用の全額を補助します。ただし、路面舗装、階段、手すり等の設置に要する費用は、限度額を80万円とし、太陽光照明等の夜間停電時に対応できる照明設備の設置に要する費用は、限度額を70万円とします。指定避難路以外は、整備に要する費用のうち、原材料費の半額を補助し、限度額を50万円とします。</p>												
活用事業												
—												

津波避難路・津波避難ビルを整備するための補助金のお知らせ 沼津市
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/tunamihojyo/index.htm>
 沼津市地震・津波対策アクションプランの改定について 沼津市
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/actplan/index.htm>
 地震・津波対策マニュアル 沼津市
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/jishintunami/index.htm>



		津 波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #5cb85c; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 3 すべての人に 健康と福祉を </div> <div style="background-color: #f0ad4e; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 11 住み続けられる まちづくりを </div> </div>	
基本施策	I-2 安全な避難空間の確保		
導入メニュー	I-2-③ 避難経路の確保		
自主防災組織を中心とした避難路整備		実施主体：和歌山県串本町	
 		諸 元	
		人口	14,959 人
		世帯数	7,398 世帯
		行政区面積	135.67 km ²
		都市計画	非線引き都市 計画区域 用途地域指定 なし
		※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<p>・和歌山県串本町では、南海トラフ巨大地震が発生すれば5分～10分で津波が来襲するとされています。そのような地域特性がある中で、自主防災組織が中心となって串本町の補助金を活用し、避難路を手作業で整備しています。避難路は、傾斜地にブロックを埋め込んで階段を作り、手すりや海拔表示版なども設置しています。</p>			
取組のポイント			
<p>【行政と自主防災組織との連携】 地域の実態に即した自主防災組織の活動を支援することで、行政と自主防災組織が連携した防災対策を推進することができます。</p> <p>【地域住民の主体的な避難行動を促進】 町は串本町自主防災活動支援事業補助金交付要綱に則り、補助金を交付して整備を促進しています。地域住民自らが避難路を整備することで、いざという時に主体的な避難行動を促進することが期待されます。</p>			
活用事業			
(不明)			

・きのくに自主防災 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/jisyubou_kaihoushi_d/fil/kaihou14.pdf



		地震						
基本事項	I 安全で確実な避難の確保							
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保						
導入メニュー	I-2-③	避難経路の確保						
防災道路（幅員6mの道路）の整備								
実施主体：東京都江戸川区		諸元						
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">人口</td> <td>697,932人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>333,200世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>49.90km²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table>	人口	697,932人	世帯数	333,200世帯	行政区面積	49.90km ²
人口	697,932人							
世帯数	333,200世帯							
行政区面積	49.90km ²							
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり							
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> </div> <div style="flex: 1; margin-left: 10px;"> </div> </div>		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載						
道路拡幅による防災道路の確保の例 （東京都江戸川区江戸川一丁目地区） <small>（出典：江戸川区 HP「事業完了地区 No.5 江戸川一丁目地区 密集住宅市街地整備促進事業」 https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/926/edoiti2.pdf）</small>								
取組概要								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 江戸川一丁目地区は昭和初期に耕地整理が行われ、概ね現在の街区が形成された後、主に昭和40年代に急速にミニ開発が行われ結果、狭小な住宅が密集し、4m未満の細街路率が高く、公園などの空地が不足しているなど、住環境や防災面で課題を抱えていました。 ・ 江戸川区は幅員約2.7mの道路を、震災時も通行可能とされる幅員6mに拡幅整備しました。 								
取組のポイント								
<p style="background-color: #ffff00;">【防災上重要な道路の選定】 災害時の避難路として機能するように、地区内外の幅員6m以上の道路とネットワークを形成するように防災道路を計画し、拡幅する道路を選定しています。</p> <p style="background-color: #ffff00;">【建替えの機会を捉えた拡幅整備】 拡幅する道路を地区計画に地区施設の「防災道路」として位置づけることにより、住民に防災上重要な道路であることを周知するとともに、沿道建物の建替えの時期を捉えて拡幅が進みます。</p>								
活用事業								
社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）、地区計画 <small>・ 江戸川区 HP「事業完了地区 No.5 江戸川一丁目地区 密集住宅市街地整備促進事業」 https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/926/edoiti2.pdf</small>								

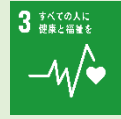


		津 波																									
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;"> 3 3人までの人に 健康と信頼を </div>																								
基本施策	I—3	確実な避難行動の確保																									
導入メニュー	I—3—②	情報伝達方法の整備（二重化・多重化）																									
津波避難での防災行政無線の外国語対応		実施主体：大阪府貝塚市																									
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>二色の浜海水浴場</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>平成28年 主要5か国・地域別 来阪外国人旅行者数割合 (大阪府による独自推計)</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><th>国・地域</th><th>割合</th></tr> <tr><td>中国</td><td>39.7%</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>16.8%</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>香港</td><td>6.7%</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>20.1%</td></tr> </table> </div> </div>		国・地域	割合	中国	39.7%	韓国	16.8%	台湾	13.3%	香港	6.7%	アメリカ	3.4%	その他	20.1%	<table border="1"> <tr><th colspan="2">諸 元</th></tr> <tr><td>人口</td><td>84,443 人</td></tr> <tr><td>世帯数</td><td>33,284 世帯</td></tr> <tr><td>行政区面積</td><td>43.93 km²</td></tr> <tr><td>都市計画</td><td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td></tr> </table>		諸 元		人口	84,443 人	世帯数	33,284 世帯	行政区面積	43.93 km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
国・地域	割合																										
中国	39.7%																										
韓国	16.8%																										
台湾	13.3%																										
香港	6.7%																										
アメリカ	3.4%																										
その他	20.1%																										
諸 元																											
人口	84,443 人																										
世帯数	33,284 世帯																										
行政区面積	43.93 km ²																										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり																										
<p>(出典：消防防災博物館 HP【避難誘導支援】防災行政無線の外国語対応（中・韓・英）（消防防災博物館 外国人を対象とした防災対策に関する実務資料集編） https://www.bousaihaku.com/wp/wp-content/uploads/2019/09/H29_dai3bu11.pdf)</p>		<p>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</p>																									
取組概要																											
<ul style="list-style-type: none"> ・貝塚市では、大阪府への外国人訪問客数の増加や、市南部に隣接する泉佐野市に関西国際空港が立地することから、外国人の訪問者・滞在者数が年々増加することを見込まれています。 ・南海トラフ地震の被害想定では、最大震度6弱と最大津波推移 TP3.7m が想定されており、土地勘の無い外国人訪問者を含む来訪者を迅速に避難させることが必要となります。 ・そのため、平成29年に実施したデジタル防災行政無線整備事業において、多言語対応の対応を進め、津波注意報等の発表時には防災行政無線で中国語・韓国語・英語で知らせることができるようになりました。 																											
取組のポイント																											
<p>【来阪外国人旅行者の国籍から言語を選択】言語の選択は、来阪外国人旅行者が主要5か国・地域で80%を占めることから中国語、韓国語、英語を選択しました。</p>																											
活用事業																											
—																											

・消防防災博物館 HP「外国人を対象とした防災対策に関する実務資料集編」<https://www.bousaihaku.com/reportcollection/14460/>



地震



基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保
導入メニュー	I-3-③	自主防災組織との連携

災害時の避難に主眼を置いた地区防災計画

実施主体：東恋ヶ窪六丁目自治会（東京都国分寺市）

震度5弱以上の大きな地震が起こったら

避難手順

- ①身の安全を最優先に行動
- ②揺れが収まったら、火元を確認
- ③おちついて戸を開け、出口を確保
- ④あわてず、外に飛び出さない
- ⑤正しい情報、確かな行動
- ⑥確かめ合おう、我が家の安全、隣の家を
- ⑦避難の前に、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締める
- ⑧門や欄には近寄らない

【一時集合場所】
(安否確認)

吉野さんの畑
さくら公園
ひまわり公園
かしの木公園

↓

地区本部(北の原地域センター)

↑ ↓

地区防災センター(第一中学校)

情報伝達・物資の提供等 地区本部を中心に
情報の収集・報告・伝達を行う

《災害時における防災委員の役割》

- ① 自宅から動けない人を地区本部に報告
- ② 必要に応じて救急隊到着まで応急救護を行なう
- ③ 給水施設を確保する
- ④ 炊き出しの準備を行なう
- ⑤ 状況により仮設トイレを設置する

平成28年11月
発行：東恋ヶ窪六丁目自治会・防災委員会

東恋ヶ窪六丁目自治会
防災マップ(保存版)

災害時連絡先

1-2地区 吉野さんの畑	2-4地区 さくら公園	5-6地区 ひまわり公園	7-8地区 かしの木公園
--------------	-------------	--------------	--------------

北の原地域センター 第一中学校

公園(防災倉庫)	地区防災センター	地区本部	公署(消防倉庫)	消防水栓	消防自動車	避難所(消防署)	避難所(公民館)	避難所(学校)	避難所(公民館)	避難所(学校)
----------	----------	------	----------	------	-------	----------	----------	---------	----------	---------

緊急連絡先

火災救助	119	救急車	119
消防救助(消防サービス)	27119	警察	110
災害用伝言ダイヤル	171	家族の連絡先	

地図に載せて

避難所(消防署)	避難所(公民館)	避難所(学校)	避難所(公民館)	避難所(学校)
----------	----------	---------	----------	---------

東恋ヶ窪六丁目まちづくり宣言

1. 人と花に出会うまちづくりをしましょう。
2. 人と人とのつながりあるまちづくりをしましょう。
3. 笑顔で迎えるまちづくりをしましょう。
4. みんなが安心して暮らせるまちづくりをしましょう。
5. 災害の際は、まず身の安全を確保し、声を掛け合いましょう。

諸元	
人口	129,242人
世帯数	63,962世帯
行政区面積	11.46 km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※諸元は国分寺市のデータを記載
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

東恋ヶ窪六丁目自治会 地区防災計画(抜粋)

(出典：内閣府「地区防災計画ライブラリ」東恋ヶ窪六丁目自治会地区防災計画
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/pdf/06_032_01.pdf
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/pdf/06_032_02.pdf)

取組概要

- ・東恋ヶ窪六丁目自治会（東京都国分寺市）では、地区防災計画をマップ形式でとりまとめています。
- ・災害時の避難先を示したマップ、災害時の避難手順を示すなど、地震時の避難に重点を置いた計画となっています。

取組のポイント

【災害時の避難先をマップに掲載】自治会区域を4つのエリアに分け、それぞれのエリアの避難先を示す防災マップを掲載しています。災害発生時にどこに避難すればよいかが一目でわかります。公園等の公共施設がないエリアでは、個人が所有する農地を一時避難場所としています。

【1枚にまとめた地区防災計画】東恋ヶ窪六丁目自治会の地区防災計画は、マップ面と計画面の裏表の仕様となっています。計画面での災害時の行動として避難手順を示しており、地区住民誰もがわかりやすく、行動に移せるよう地区防災計画を1枚にまとめました。

活用事業

—

・内閣府 HP「地区防災計画ライブラリ」<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/area/kanto.html>
 ・国分寺市 HP「地区防災計画について」<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/bousai/machizukuri/1028271/1016816.html>



		津 波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I—3	確実な避難行動の確保	
導入メニュー	I—3—③	自主防災組織との連携	
津波避難行動を位置付けた地区防災計画の策定		実施主体：三重県松阪市	
		諸 元	
		人口	159,145 人
		世帯数	65,481 世帯
		行政区面積	623.58 km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">3 活動目標</p> <p>活動目標は以下のとおりです。</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 📌 <div> <p style="margin: 0;">住民の防災意識向上</p> <p style="margin: 0;">⇒ 鶴地区防災計画の概要版を各戸に配布するとともに、住民への理解を求める呼びかけを行います。</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 📌 <div> <p style="margin: 0;">地震・津波の発生に備えた実行動の実施</p> <p style="margin: 0;">⇒ 災害発生前の対策として、個人・家族ですること、鶴地区ですることを確実に実施します。</p> </div> </div> </div> </div>			
<p>(出典：松阪市 HP「鶴地区防災計画（鶴まちづくり協議会）」平成 31 年 2 月 https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/33920.pdf)</p>			
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 松阪市では、地域防災計画の行動計画編に、各地区の地区防災計画を位置付けています。 ・ 津波避難困難区域を区域の一部に抱える鶴地区では、『地区津波避難計画』の作成を目的として、平成 30 年度に様々なワークショップなどを実施し、地区防災計画を策定しました。 			
取組のポイント			
<p>【地区防災のスローガン】 鶴地区地区防災計画では、「全員参加で被害者『0』みんなで作ろう強い鶴」のスローガンを合言葉に、様々なワークショップを実施し計画を作成しました。</p> <p>【ワークショップを通じた全員避難の検討】 ワークショップでは自助の重要性等を再確認し、避難経路を考え、課題抽出などを行い、地区内の住民が全員無事に避難できるよう検討しました。</p>			
活用事業			
—			

・ 松阪市 HP「地区防災計画」<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bousai/chikukeikaku.html>
 ・ 松阪市 HP「鶴地区防災計画」<https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/33920.pdf>



津波



基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保
導入メニュー	I-3-④	災害時要支援者等の支援

津波災害リスクを有するエリアの要配慮者利用施設への避難確保計画の作成支援

実施主体：静岡県富士市

5 避難訓練

(1) 避難目標地を決定しに当たっての基礎情報

① 想定される津波の規模 (※富士市津波避難マップで検索)

南海トラフ地震による本施設が津波想定	津波浸水の高さ	津波到達時間
<input type="checkbox"/> 浸水0.5m以上～0.9m未満 (0.9mまで浸水)		00分
<input type="checkbox"/> バッファゾーン内 (浸水なし)		

② 施設建物の状況

建物の階層	0階層
建物の構造	000造

記入例：鉄筋コンクリート造

③ その他独自に注意すべき事項

記入例：施設北側の道路が狭く、古いコンクリートブロックの塀がある。

【参考】津波避難の考え方

別紙 4. 防災教育及び訓練の年間計画

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

防災体制の確立・避難確保計画の年度版作成

従業員への防災教育

施設利用者への防災教育

情報伝達訓練

保護者による引き取り訓練

入所施設

情報伝達訓練

従業員の非常参集訓練

避難訓練

避難確保計画の更新

津波に関する避難確保計画（抜粋）（左：本編、右：様式編）

（出典：富士市 HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援について（津波）」
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/safety/c0102/rn2ola0000031lhx.html>

諸元

人口	245,392人
世帯数	97,333世帯
行政区面積	244.95 km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- 平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律」が成立・施行され、都道府県知事が津波災害（特別）警戒区域を指定した場合、区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されています。
- 富士市では、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく区域の指定はされていませんが、津波からの円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的に、津波避難対象区域（浸水想定区域＋バッファゾーン）内の社会福祉施設等に「避難促進施設における避難確保計画の作成」の要請を行っています。
- 要請に伴い富士市では、計画本編や様式作成のためのひな形を作成し、要配慮者利用施設が津波からの避難対策を検討するための支援を行っています。

取組のポイント

【計画作成と合わせた理解向上】南海トラフ地震臨時情報や津波避難の考え方等、計画作成の際に参考となる情報を一体的に掲載することで、津波からの避難確保に係る理解向上が期待されます。

【作成者の負担軽減】フローや図表への入力を基本とすることで、計画作成の負担軽減が期待されます。

活用事業

不明



		津 波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #5cb85c; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 3人までの人に 避難と指示を </div> <div style="background-color: #f1c40f; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 11 11人掛けられる まちづくり </div> </div>
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保	
導入メニュー	I-3-④	災害時要支援者等の支援	
観光客及び企業従事者（帰宅困難者）対策の推進		主体：愛知県田原市	
			
▲整備された津波セーフティライン（高松町弥八島）			
（設置位置は平成 29 年現在） 出典：広報たはら平成 29 年 5 月号			
諸 元			
人口	59,360 人		
世帯数	21,300 世帯		
行政区面積	191.12 km ²		
都市計画	線引き都市計画区域		
	用途地域指定あり		
※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載			
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> 大地震による津波被害が想定されている田原市では、海辺にいるときに地震が発生した場合、すぐに安全な場所に逃げられるように津波避難看板や津波セーフティライン（想定されている津波浸水区域より高い位置にある海岸への道路に表示し、避難の際の目安となる標示）などを整備しています。 			
取組のポイント			
<p>【来街者を対象とした標示】サーファーや釣り客などに津波避難を誘導するため、想定されている津波浸水区域より海拔で 1.5m 高い位置に、津波注意の図記号と「津波セーフティライン」と記した路面標示を設けています。</p> <p>【複数の誘導手段を整備】本取組は観光客が訪れる地域やサーフポイント、避難困難地域における、避難路・避難経路や避難誘導灯の整備、海拔標示板の設置、わかりやすい避難案内看板等の整備を行う「道標プロジェクト」として実施しています。</p>			
活用事業			
—			

広報たはら平成 29 年 5 月号 7 p <https://www.city.tahara.aichi.jp/seisaku/kohou/1000084/1004682/1004929.html>

防災・減災お役立ちガイドブック

https://www.city.tahara.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_001/000/664/oyakudachi2020.pdf

第二次国土強靱化地域計画 https://www.city.tahara.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_001/003/059/plan_3.pdf

第二次国土強靱化地域計画 アクションプラン（R3.6）

https://www.city.tahara.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_001/003/059/ap_2.pdf



		地震	津波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #5cb85c; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 3 3人までの人に 避難と伝達を </div> <div style="background-color: #f0ad4e; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 11 住み分けられる まちづくりを </div> </div>	
基本施策	I—3	確実な避難行動の確保		
導入メニュー	I—3—⑤	住宅・建築物・塀の耐震化・家具の固定化		
官民の連携体制による耐震化の推進			実施主体： 墨田区耐震化推進協議会（東京都墨田区）	
<div style="background-color: #ccc; padding: 10px; border: 1px solid #ccc;"> <p style="text-align: center;">季節は動きだしたみたい あの声あの顔あの道も いつもと少しも 変わらないことが</p> </div> <p style="text-align: center;">墨田区耐震化推進協議会テーマ曲の映像</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">すみだ耐震化フォーラム 2021.2.20 墨田区耐震協のホームページから 生配信 13:00-15:00</p> <p>13:00 開会式 墨田区 フォーラム2021実行委員長 佐久間博樹</p> <p>主催者挨拶 墨田区耐震化推進協議会 会長 中平 守</p> <p>来賓ご挨拶 墨田区長 山本 守輝 墨田区副会長 橋本 正徳</p> <p>13:15 墨田区の被災歴から見る耐震協の役割 墨田区耐震化推進協議会 熊本 文雄</p> <p>13:45 地震にそなえるための墨田区の助成金 墨田区 都市計画部 防災まちづくり課 課長補佐 田中 貴雄</p> <p>14:00 熊本地震の語り部 熊本県益城町 NPO法人益城たいすきプロジェクト「きまぐら」代表理事 宮村 剛太郎 熊本地震被災者からの避難生活において「できることができず」について考え行動した体験者「支援はわたしたち」としてお話をさせていただきます。</p> <p>15:00 閉会式 墨田区 フォーラム2021実行委員長 佐久間博樹</p> <p>たてもの無料相談会場 たてもの無料相談時間 12:00-16:00 ユートリヤ すみだ生涯学習センター 2F 創作活動室 （東京都墨田区東向島2-10-7）</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">毎年度開催しているセミナーのチラシ</p> <p>（出典：墨田区耐震化推進協議会 https://sumidakutaishin.jp/）</p>			諸 元	
			人口	272,085 人
			世帯数	145,768 世帯
			行政区面積	13.77 km ²
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			※諸元は墨田区のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 墨田区では、平成18年1月より木造住宅の耐震改修工事費用の助成を実施しています。この機会を捉えて、墨田区まちづくり公社、区内の町会・自治会、建築士、工事施工者等が協議会を結成し、区の一連の建築物耐震化事業が円滑に運用されるよう、区と連携し耐震化の推進活動を行っています。 				
取組のポイント				
<p>【町内会等の参画】 協議会には行政や専門家に加え、町内会・自治会等地域団体も参画しており、住宅の耐震化を身近なこととして捉えられるよう、テーマ曲の作成、区内の町内会で開催する防災イベントへの出展、セミナーの開催の取組を行っています。</p> <p>【無料相談会の開催】 ホームページや電話、区役所窓口を通じていつでも申込ができる無料耐震化相談を実施しています。</p>				
活用事業				
—				
<ul style="list-style-type: none"> 墨田区耐震化推進協議会 https://sumidakutaishin.jp/ 				



		津 波
基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I—3	確実な避難行動の確保
導入メニュー	1—3—⑥	南海トラフ臨時情報発表時の事前避難の検討



南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン

主体：静岡県

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応「静岡県版ガイドライン」の概要

基本方針①：本県の多様な地域性やこれまで実施してきた地震・津波対策への取組、住民・関係者の意見を踏まえたものとする

図ガイドライン：地震発生後の避難では、明らかに避難が完了できない地域の住民は、『1週間の事前避難』が必要
・避難先は知人宅や親類宅等を基本とするが、それが難しい住民に対しては市町が避難所の確保を行う

具体化

地域性
津波避難施設の整備
津波避難訓練の実施
住民参加率133.6%（全国1位）

住民からの意見
「なるべく自宅でも過ごしたい」
医療機関・社会福祉施設等の意見
「施設までには、事前避難に併せて、必要に応じて個別の対応が必要となる」
「避難先での滞在期間、トイレ等の配慮が必要」

県版ガイドライン
『1週間の事前避難』が必要な地域・住民の設定の考え方
・津波避難施設等の整備状況や避難訓練による避難時間の短縮を考慮しても、津波からの避難が困難な地域・住民
※昼と夜とで対象となる地域・住民の設定を変えることも可
(健康者は夜間のみ事前避難を行う等)

要配慮者の『1週間の事前避難』の考え方
・福祉施設や医療施設等では、安全が確保される場合は、浸水しない上層階への垂直避難も可
・環境変化に弱い要配慮者が1週間生活できる環境を有する民間施設（公民館、宿泊施設、寺社等）への避難も可

上記設定が完了した市町における対応
・検討中に臨時情報が発表されることがあるので、暫定的に地域・対象者を設定する

基本方針②：市町が住民の意見をとり入れながら防災対応を検討できるようにするため、手順等を具体的に例示

図ガイドライン：防災対応の検討にあたっては、必要に応じて住民の意見を十分に聴く
具体化：地域内の各主体が、調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行う

県版ガイドライン：市町が住民や関係者の意見を十分に聴き、協議を行うための具体的な検討方法（手順・資料等）を例示

【伝え方の工夫】
・イラスト等を用いて、臨時情報をわかりやすく説明
・動画をを用いて、地域の津波リスクを正しく理解

【自分ごととして考える工夫】
・地域の災害リスクの高認識
・アンケート記入と意見交換
・避難場所までの距離の計測

市町への支援
・被災交付金による財政支援
・職員派遣による事前防災支援
・津波浸水動画等の提供

来年度中に、全市町の事前避難対応を完了

諸 元	
人口	3,633,202人
世帯数	1,483,472世帯
行政区面積	7,777.35 km ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

（出典：静岡県 HP「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン 概要版」
https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_001/035/406/gaidoraingaiyou.pdf）

取組概要

- ・静岡県では「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン」（以下、「県版ガイドライン」）を作成（令和2年2月）しました。
- ・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に事前避難などの住民等がとるべき防災対応を市町が具体的に検討するための指針とし、内閣府ガイドラインを参考に、静岡県の多様な地域特性やこれまで実施してきた地震・津波対策への取組、住民や関係者の意見を踏まえた内容となっています。

取組のポイント

【住民との合意形成の進め方の例を掲載】 地形特性や防災対策、地元産業との結びつきなどの特徴を総合的に勘案して3つのモデル地域（湖西市、伊豆市、河津町）を選定し、住民の意見を十分に聴けるようワークショップ形式により防災対応の検討を行いました。各モデル地域での検討では、有識者の助言を受けながら進めるとともに、『津波浸水動画』や『臨時情報発表後のイメージイラスト（右図）』を用いることにより、地域の災害リスクや臨時情報を住民に正しく認識・理解してもらえるよう工夫しました。



臨時情報発表後のイメージイラスト例

（出典：静岡県 HP「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン」
https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_001/035/406/gaidoraingaiyou.pdf）

活用事業

（不明）

・静岡県 HP「南海トラフ地震臨時情報について」
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035406.html>



		津 波		
基本事項	I 安全で確実な避難の確保			
基本施策	I-4	津波避難対策で必要となる施設対策		
導入メニュー	I-4-①	避難誘導標識・誘導等の整備		
夜間に備えた避難誘導サインの整備			実施主体：静岡県吉田町	
<p style="font-size: 24px; font-weight: bold; color: white; margin-top: 10px;">階段部（夜間蓄光の誘導サイン）</p> <p style="font-size: 12px; color: gray; margin-top: 5px;">（出典：内閣府 HP「津波避難ビル等に係る事例集」平成 29 年 7 月 http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/hinan/pdf/jireishuu.pdf）</p>		諸 元		
		人口	28,919 人	
		世帯数	11,265 世帯	
		行政区面積	20.73 km ²	
		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
		※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載		
取組概要				
・吉田町では津波避難タワーを整備した際、階段部分に夜間蓄光の誘導サインを整備しました。				
取組のポイント				
【夜間の発災への対応】津波は夜間に発生することも考えられます。足元に避難する方向が示されていることで迅速な避難が可能となります。				
活用事業				
(不明)				

・内閣府 HP「津波避難ビル等に係る事例集」平成 29 年 7 月 <http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/hinan/pdf/jireishuu.pdf>



		津 波		
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 すべての人に 健康と福祉を </div> <div style="background-color: #ffa500; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 11 ほみ授けられる まちづくりを </div> </div>	
基本施策	I—4	津波避難対策で必要となる施設対策		
導入メニュー	I—4—②	最短でつなぐ避難経路の確保		
子どもたちを守るための避難路の整備			実施主体：三重県尾鷲市	
<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;">  <p style="text-align: center;">避難場所の裏山に続く避難路 「いのちの架け橋」（三重県尾鷲市）</p> <p><small>(出典：尾鷲小学校改築及び改修事業 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/07/04/1373855_2.pdf) (出典：三重県 防災教育の取組 尾鷲市立尾鷲小学校 https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/p0008200020_00002.htm)</small></p> </div> <div style="flex: 1;">  <p style="text-align: center;">小学校から避難する小学生</p>  <p style="text-align: center;">避難場所に移動</p> </div> </div>		諸 元		
		人口	16,765 人	
		世帯数	9,124 世帯	
		行政区面積	192.71 km ²	
		都市計画	非線引き都市 計画区域 用途地域指定 なし	
※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載				
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域内に立地している尾鷲小学校の子どもたちが避難場所である裏山に直接避難できるように、尾鷲市は平成27年6月に避難路を設置しました。 ・ 設置した避難路は地域住民から「いのちの架け橋」と呼ばれており、避難訓練の際に使用しています。 				
取組のポイント				
<p>【避難路の設置】 尾鷲小学校が浸水想定区域内に立地していたことから、尾鷲市は短時間で避難場所へアクセスできる避難路を尾鷲小学校に設置しました。</p> <p>【避難場所へのスムーズな移動】 避難訓練時、子どもたちが一斉に橋を渡ろうとして混乱が発生したため、スムーズに渡ることが出来ませんでした。2度目の避難訓練時には、避難路と学校周辺の避難経路を使用したため、子どもたちは混乱せず、より早く安全な避難が可能となりました。</p>				
活用事業				
<p>国庫補助事業（安全・安心な学校づくり交付金）（平成22年度時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 尾鷲小学校改築及び改修事業三重県尾鷲市教育委員会 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/07/04/1373855_2.pdf ・ 三重県 防災教育の取組 尾鷲市立尾鷲小学校 https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/p0008200020_00002.htm 				



Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築

令和3年度作成

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例	災害種別	ページ
Ⅱ-1 地震対策を必要とする施設対策	① 建物の耐震化の促進	官民の連携体制による耐震化の推進【墨田区耐震化推進協議会（東京都墨田区）】 ※ I-3-⑤	地震・津波	実践編 1-22
	② 空き家対策	自治会による空き家等の見守り活動 【山形県酒田市】	地震	実践編 1-28
	③ ライフラインの耐震化の促進	電線類の地中化 【愛知県東海市】	地震	実践編 1-29
	④ 盛土造成地及び埋立地の液状化対策	宅地耐震化進出事業 【兵庫県西宮市】	地震	実践編 1-30
	⑤ ため池の耐震化	—	—	—
	⑥ 地域防災拠点等の整備	防災公園（地域防災拠点、避難所・場所となる都市公園）の整備 【愛知県名古屋市】	地震	実践編 1-31
		地域住民が自由に使える「むかしの井戸」 【東京都国分寺市】	地震	実践編 1-32
Ⅱ-2 津波対策を必要とする施設対策	① 避難所になる重要公共施設の再配置	役場庁舎等の高台移転 【高知県中土佐町】	津波	実践編 1-33
	② 災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置			
	③ 建物のRC化による耐浪化の促進	—	—	—
	④ 宅地地盤の嵩上げ	名古屋市臨海部防災区域建築条例 【愛知県名古屋市】	津波	実践編 1-34
	⑤ 津波浸水対策	信濃平野たてよこ進入・排水作戦 【国土交通省中部地方整備局】	津波	実践編 1-36
	⑥ 堤防等の補強・機能強化	既存の防災林等の嵩上げ・補強等による「静岡モデル」の整備 【静岡県・対象市町】	津波	実践編 1-37
	⑦ 漂流物対策	湾港の漂流物対策 【高知県須崎市】	津波	実践編 1-38
	⑧ 海岸林対策			



基本施策	導入メニュー	掲載事例	災害種別	ページ
Ⅱ-2 津波対策を必要とする施設対策	⑨ 津波防災地域づくり法に基づく推進計画の活用	観光防災まちづくり推進計画による津波対策【静岡県伊豆市】	津波	実践編 1-39
Ⅱ-3 火災に強いまちの形成	① 密集市街地の解消	学区ごとの延焼危険度に基づいた防災対策【愛知県岡崎市】	地震	実践編 1-40
		空き地を活用した公園整備【愛知県一宮市】	地震	実践編 1-41
	② 火災延焼防止帯の確保	糸魚川市駅北復興まちづくり計画【新潟県糸魚川市】	地震	実践編 1-42
	③ 火災避難場所・経路の確保			
	④ 住宅・建物等の不燃化・難燃化			
⑤ 消防水利の確保				
Ⅱ-4 災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	都市計画マスタープランと立地適正化計画との連携【岩手県二戸市】	津波	実践編 1-44
		名古屋市長海部防災区域建築条例【愛知県名古屋市】 ※Ⅱ-2-④	津波	実践編 1-34
	② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	災害危険区域の指定【宮城県石巻市】	津波	実践編 1-45
		立地適正化計画における柔軟な区域指定【神奈川県藤沢市】	津波	実践編 1-46
		土砂災害特別警戒区域にある既存不適格の住宅の移転促進【熊本県熊本市】	地震	実践編 1-47
Ⅱ-5 地域の孤立対策	① ヘリポートの整備	岐阜県孤立集落対策指針【岐阜県】	地震	実践編 1-48
	② 食料、生活必要物資の備蓄(備蓄倉庫)			
	③ 確実な情報収集・提供手段の整備			
	④ 避難路・緊急輸送道路の確保			



		地震	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-1	地震対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ-1-②	空き家対策	
自治会による空き家等の見守り活動		主体：山形県酒田市	
<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <h3>■自治会による空き家等の見守り活動の例</h3>  <p>※月1回の見守り ※見守り空き家数は多い自治会で約20～30軒 ※遠方居住所有者から特別に自治会費を徴収。管理費に充当する事例有り</p> </div> <div style="flex: 1;">  <p>※自治会内独自の空き家地図やリスト、所有者の連絡先台帳等を作成</p> </div> <div style="flex: 1;">  </div> </div> <p>(出典：国土交通省 HP「地方公共団体の空き家対策の取組事例1 平成28年度調査」 https://www.mlit.go.jp/common/001218439.pdf)</p>		諸元	
		人口	100,273人
		世帯数	39,402世帯
		行政区面積	602.97km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・酒田市では、自治会による最低月1回の空き家の見守りや新たな空き家情報の市への報告などの活動に対し、運営交付金を支給しています。 ・平成28年度時点で123自治会が活動に取り組んでいます。 			
取組のポイント			
<p>【近隣住民と空き家所有者との良好な関係づくり】自治会（近隣住民）と空き家等所有者の良好な関係（相互連絡）を築くことにより、管理不全な空き家等の発生を抑制することを目的として、見回り活動への支援を行っています。自治会は空き家の見回り（最低月1回及び災害等の緊急時）を実施するとともに、空き家情報等（新たに発見、解体等）を市へ報告します。</p>			
活用事業			
(不明)			

・国土交通省 HP「地方公共団体の空き家対策の取組事例1 平成28年度調査」<https://www.mlit.go.jp/common/001218439.pdf>



		地震	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-1	地震対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ-1-③	ライフラインの耐震化の促進	
電線類の地中化		実施主体：愛知県東海市	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  (整備前) </div> <div style="text-align: center;">  (整備後) </div> </div> <p style="text-align: center;">都市計画道路の無電柱化（大田地区）</p>		諸元	
		人口	113,787人
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  (整備前) </div> <div style="text-align: center;">  (整備イメージ) </div> </div> <p style="text-align: center;">狭い道路における無電柱化（横須賀地区）</p>		世帯数	49,077世帯
		行政区面積	43.43 km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・東海市では、令和元年度に「東海市無電柱化推進計画」を策定し、(1) 防災、(2) 安全で円滑な交通確保、(3) 景観形成、の3つを目的とし、令和2年度から令和11年度を計画期間とする、市内の道路の無電柱化を推進しています。 ・緊急輸送路や防災拠点を連絡する道路や駅周辺等、街並み景観形成を進める地域等、無電柱化を推進する箇所を「無電柱化推進計画」に定めています。 			
取組のポイント			
<p style="background-color: yellow;">【狭い道路に適した電線類の地中化方式等の共同研究】</p> 既存の約3～7mの狭い道路の無電柱化には、既設埋設物件の大規模な支障移転や掘削に伴う地域住民への影響など、多くの課題がありました。そのため東海市では狭い道路における地中化方式及び低コスト化等の検討を行うことを目的として、電力事業者と協力して共同研究を実施しました。			
活用事業			
社会資本整備総合交付金（道路事業）、占用予定者による建設負担金、地方債 <small>・東海市 HP「東海市無電柱化推進計画」令和2年 http://www.city.tokai.aichi.jp/21285.htm</small>			



		地震								
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築									
基本施策	Ⅱ—1	地震対策を必要とする施設対策								
導入メニュー	Ⅱ—1—④	盛土造成地及び埋立地の液状化対策								
宅地耐震化推進事業		実施主体：兵庫県西宮市								
西宮市大規模盛土造成地マップ（北部） <small>●盛土面積が1,000㎡以上の管理の盛土 ●大規模盛土造成地 ●原地盤面の勾配が20度以上で、かつ、盛土の厚さが5m以上の覆付け盛土</small> <small>このマップは、宅地造成前後の地形図等の比較により抽出した大規模盛土造成地の位置を示したもので、地盤が必ずしも、盛土造成地すべて危険であるわけでは有りません。以下次の取組と盛土の範囲が適切に造成された宅地を対象です。また上記の大規模盛土造成地の要件にあてはまらない、小規模な盛土はこのマップには表示されていません。</small>		諸元								
 大規模盛土造成地マップ（北部抜粋） <small>（出典：西宮市 HP「宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地マップ）」 https://www.nishi.or.jp/kurashi/sumai/joho/takuchitaishin.files/hokubu_2019.pdf </small>		<table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>485,587人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>215,651世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>99.96km²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	人口	485,587人	世帯数	215,651世帯	行政区面積	99.96km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	485,587人									
世帯数	215,651世帯									
行政区面積	99.96km ²									
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり									
 <small>想定滑動ブロック</small> 対策前		 <small>想定滑動ブロック</small> 対策後								
滑動崩落の対策工事（花の峯地区） <small>（出典：国土交通省 HP「大規模盛土造成地防災対策検討会報告（案） 参考資料」 https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001327210.pdf </small>										
取組概要										
<ul style="list-style-type: none"> 西宮市では、地震防災対策の強化を図り、安全・安心なまちづくりを進めるために、大規模盛土造成地の位置の把握などを目的とする調査を実施し、その中で地震時に滑動崩落が発生するおそれがある箇所があるかどうか検証しました。 その結果把握された滑動崩落が発生するおそれがある1箇所について、平成29～30年度に対策工事を実施しました。 										
取組のポイント										
<p style="background-color: yellow;">【大規模盛土造成地の存在の市民への周知】西宮市では大規模盛土造成地マップを作成し、市民の防災意識の向上とともに、建物を建てる時や売買の時などに地盤調査が必要と重要性を啓発しています。</p> <p style="background-color: yellow;">【対策工設置箇所の市管理】地震時に滑動崩落の発生の恐れがあることが把握された「花の峯地区」では、対策工事の保全対象は住家と市道であったことから、整備された対策工設置箇所は道路区域とし、道路管理者である市が管理しています。</p>										
活用事業										
社会資本整備総合交付金（宅地耐震化推進事業）										
<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 HP「大規模盛土造成地防災対策検討会報告（案） 参考資料」https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001327210.pdf 国土交通省 HP「西宮市における宅地耐震化推進事業」https://www.mlit.go.jp/common/001299376.pdf 西宮市 HP「宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地マップ）」https://www.nishi.or.jp/kurashi/sumai/joho/takuchitaishin.html 										



		地震	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 6 安全な水とトイレ を世界中に </div> <div style="background-color: #ff9900; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 11 住み続けられる まちづくりを </div> </div>
基本施策	Ⅱ—1	地震対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—⑥	地域防災拠点等の整備	
防災公園（地域防災拠点、避難所・場所となる都市公園）の整備		主体：愛知県名古屋市	
		諸元	
		人口	2,332,176人
		世帯数	1,122,103世帯
		行政区面積	326.5 km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; margin-bottom: 5px;">防災公園の整備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>災害用トイレ</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>災害対応トイレ</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>【防災公園芝生広場】 (ヘリポート イメージ)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%;"> <p>井戸</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>災害対応日陰棚</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>ソーラー照明</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%;"> <p>応急給水栓イメージ</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>災害対応あずまや</p> </div> </div> </div>			
<small>(出典：国土交通省中部地方整備局 HP「防災まちづくり関連支援事業集【建政部所管】 中部地方整備局建政部」平成23年11月 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/machi_seibika/pdf/bousaimati.pdf)</small>			
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心できる都市づくりの形成を推進し、災害に脆弱な都市構造の改善を図るため、災害対策実施計画で避難地に位置づけられた都市公園等の整備を行っています。(平成22年～) 			
取組のポイント			
<p>【地域拠点と広域拠点の整備】 身近な街区公園、近隣公園等の「住区基幹公園」は、避難場所、食料等の配給拠点、ライフラインの復旧、地域情報の提供の場として、また、「都市基幹公園」は、駐車場や広場等を拠点として活用し、生活物資等の集積場及び配送等の支援活動の場として機能するよう整備しています。</p> <p>【防災機能の確保】 公園には備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、発電施設、延焼防止のための散水施設等を整備し、防災機能を確保しています。</p>			
活用事業			
<p>社会資本整備総合交付金(都市公園事業、都市防災総合推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省中部地方整備局 HP「防災まちづくり関連支援事業集【建政部所管】 中部地方整備局建政部」平成23年11月 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/machi_seibika/pdf/bousaimati.pdf 国土交通省中部地方整備局 HP「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」平成26年2月 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/pdf/guideline.pdf 			



		地震	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 <small>すべての人に 健康と福祉を</small> </div> <div style="background-color: #0080ff; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 6 <small>安全な水とトイレ を世界中に</small> </div> </div>
基本施策	Ⅱ—1	地震対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—⑥	地域防災拠点の整備	
地域住民が自由に使える「むかしの井戸」		実施主体：東京都国分寺市	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div> <p style="text-align: center;">公園に設置された「むかしの井戸」 公園内に町会で設置した防災倉庫 (国分寺市高木町つつじ公園)</p>		諸 元	
		人口	129,242 人
		世帯数	63,962 世帯
		行政区面積	11.46 km ²
		都市計画	線引き都市計 画区域 用途地域指定 あり
※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載			
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> 東京都国分寺市では、地域住民が自由に使える災害用の給水施設として、公園などに手押しポンプの井戸「むかしの井戸」を設置しています。 井戸の近くの住民は、毎月1回・1時間程度「井戸端会議」を開催し、簡単な水質検査やポンプの手入れ等を行っています。 			
取組のポイント			
<p>【地域住民のコミュニケーションの場の提供】 平常時から井戸の手入れ等を通じて、近隣の住民同士のふれあいの場として活用されています。</p> <p>【初期消火活動に活用できる水利の確保】 地下水は汲めば汲むほど水質がよくなり、水量も増えてきます。日頃から井戸の水を汲みだすことで災害時にも井戸水の利用が可能となり、初期消火など地域の応急活動に利用することができます。</p>			
活用事業			
—			

・国分寺市 HP 「むかしの井戸」 <https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/bousai/machizukuri/1028272/1002489.html>



		津 波	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—2 津波対策を必要とする施設対策	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 多くの人に 防災と備えを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 防災に役立つ まちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つなぐ未来</p> </div> </div>	
導入メニュー	Ⅱ—2—① ～② 避難所になる重要公共施設の再配置 災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置		
役場庁舎等の高台移転		実施主体：高知県中土佐町	
 中土佐町新庁舎 （出典：中土佐町市 HP「新庁舎移転のおしらせ」 https://www.town.nakatoso.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=1329		諸 元	
		人口	6,002 人
		世帯数	2,702 世帯
		行政区面積	193.21 km ²
		都市計画	非線引き都市 計画区域 用途地域指定 なし
		※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・高知県中土佐町では、津波浸水想定区域内に町役場等の重要施設が存在していましたが、大規模災害時においても行政機能及び消防機能を維持し、迅速な復旧、円滑な救助活動を行うため、町役場及び消防署を高台へ移転しました。 ・さらに、子どもたちの安全を守るため、保育園の高台移転も行いました。 			
取組のポイント			
<p>【町を一望できる防災対策室の設置】 移転した新庁舎では、沿岸地域で危険性の高い久礼地区を一望でき、被災状況等全体を把握できる位置に防災対策室を設置しています。</p> <p>【交通アクセスの確保】 高台移転を実施することで、移転前の庁舎よりも交通利便性が低下することが懸念される中、コミュニティバスにおける高齢者の運賃無料化や運行ルートの変更を実施し、庁舎サービスを楽しむ機会が損なわれないように配慮しています。</p> <p>【将来の担い手である子供の安全確保】 中土佐町の働き手の多くが町外で就業することもあり、保育園を庁舎と隣接する場所に移転することで、大規模災害が発生した場合にも町内に残る子どもたちの安全を確保し、町民にとって安心・安全な環境を整備しました。</p>			
活用事業			
(不明)			

・四国地方整備局 HP「災害に強いまちづくり計画(改訂案)第 2 版(案) 地域モデル：中土佐町」
https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/saigainituyoi/saigainituyoi_pdf/nakatosatyou.pdf



		津 波	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f1c40f;"> 11 住み続けられるまちづくりを </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #27ae60; color: white;"> 13 自然環境に配慮した対策を </div> </div>
基本施策	Ⅱ-2	津波対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ-2-④	宅地地盤の嵩上げ	
名古屋市臨海部防災区域建築条例		主体：愛知県名古屋市	
<p style="font-size: small;">(出典：名古屋市 HP「名古屋市臨海部防災区域建築条例」 https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/39-6-3-2-6-0-0-0-0-0-0.html)</p>		諸 元	
		人口	2,332,176 人
		世帯数	1,122,103 世帯
		行政区面積	326.5 km ²
		都市計画	都市計画区域
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和34年9月の伊勢湾台風の教訓を踏まえ、昭和36年6月1日から施行された「名古屋市災害対策要綱」の防災対策事業の一環として、本条例による建築物の制限が実施されています。 ・ 上記要綱で建築制限が定められている臨海部防災区域は、建築基準法第39条の規定による災害危険区域に指定されています。 			
取組のポイント			
【市街地特性に応じた区域設定】 区域設定の考え方は以下のとおりです。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種区域：防潮壁よりも海側の区域で主に臨海埋立工業地 ・ 第2種区域：伊勢湾台風以前から市街化していた区域と伊勢湾台風以降、土地区画整理事業などにより市街化が進展した区域が含まれ、土地利用状況が類似化してきている区域 ・ 第3種区域：伊勢湾台風当時から市街化していた区域であって内陸部にあるため、他の区域に比べればあまり強い規制は必要としない区域 ・ 第4種区域：市街化調整区域 			
【建築物の用途や形態への制限】 建築制限の主な内容は、居住室を有する建築物等の制限（禁止や階数の制限）、公共建築物の床の高さ及び構造の制限、地階を有する建築物の制限となっています。			
活用事業			
なし			



条例の概要表

	1階の床の高さ(7条)	構造制限(8条)	図解
第1種区域	N・P(+) 4m以上	木造禁止	
第2種区域	N・P(+) 1m以上	2階建以上にすること。 (2階以上に1以上の居室設置) ただし、以下の①から③のいずれかの場合は、平屋建にすることができる。 ①:1階の1以上の居室の床の高さがN・P(+)3.5m以上 ②:同一敷地内に2階建以上の建築物あり ③:延べ面積が100㎡以内のものは避難室、避難設備の設置	
第3種区域	N・P(+) 1m以上	—————	
第4種区域	N・P(+) 1m以上	2階建以上にすること。 (2階以上に1以上の居室設置) ただし、以下の①、②のいずれかの場合は、平屋建にすることができる。 ①:1階の1以上の居室の床の高さがN・P(+)3.5m以上 ②:同一敷地内に2階建以上の建築物あり	
<p>※公共建築物等の制限:第2種～第4種区域(9条) 範囲…避難及び救助・救援の拠点となる可能性がある学校(各種学校を除く)、病院、集会場、官公署、及び2階以上に容易に避難が難しい児童福祉施設等その他これらに類する公共建築物で延べ面積が100㎡を超えるもの 制限…(1)(2)(3)を全て満たすこと。 (1)1階の床の高さN・P(+)2m以上、(2)N・P(+)3.5m以上に1以上の居室設置、(3)木造禁止</p>			
<p>※建築物の建築禁止:第1種区域(6条) 範囲…海岸線・河岸線から50m以内で市長が指定する区域 制限…居住室を有する建築物、病院及び児童福祉施設等の建築禁止 [木造以外の構造で、居住室等の床の高さをN・P(+)5.5m以上としたものについては建築可能]</p>			
<p>※各条項の適用除外</p>			
	第8条	第1種区域…居室を有しない建築物で延べ面積100㎡以内のもの 第2・4種区域…居室を有しない建築物	
	第7条、第9条	第2～4種区域…第10条の各号の一に該当する建築物 (自動車庫、工場、店舗、事務所等)	

(出典:名古屋市HP「名古屋市臨海部防災区域建築条例」<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/category/39-6-3-2-6-0-0-0-0-0-0.html>)



		津 波											
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;"> 17 <small>パートナーシップで 目標を達成しよう</small> </div>										
基本施策	Ⅱ—2	津波対策を必要とする施設対策											
導入メニュー	Ⅱ—2—⑤	津波浸水対策											
濃尾平野たてよこ進入・排水作戦			主体： 国土交通省中部地方整備局										
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px;">「濃尾平野たてよこ進入・排水作戦」の実施フロー</p> </div>			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">諸 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">人口</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">世帯数</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">行政区面積</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">都市計画</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	諸 元		人口	—	世帯数	—	行政区面積	—	都市計画	—
諸 元													
人口	—												
世帯数	—												
行政区面積	—												
都市計画	—												
<small>(出典：国土交通省中部地方整備局「中部版「くしの歯」作戦」令和3年5月改定版 https://www.cbr.mlit.go.jp/road/kanri-bunkakai/pdf/202105_data_02.pdf)</small>													
取組概要													
<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省中部地方整備局は、東海・東南海・南海地震等の南海トラフを震源とするマグニチュード9クラスの大規模地震が発生し、沿岸部で最大クラスの津波により甚大な被害が発生することを想定し、「道路啓開オペレーション計画」を策定しています。 濃尾平野における総合啓開は、津波被害を受けた地域の救援・救護活動を支援する「道路啓開」「航路啓開」を進め、破堤箇所への進入ルートの啓開、緊急排水のための堤防仮締切を実施し、排水ポンプ車および排水機場による「排水作業」を進め緊急物資輸送のためのルートを確認することとしています。 													
取組のポイント													
<p style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;">【中部圏で優先的に取組む課題】 中部地方整備局では、中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界等が「中部圏戦略会議」を設立し、南海トラフ地震等の巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から関係機関が一体となって重点的・戦略的に取り組むべき事項を「中部圏地震防災基本戦略」として協働で策定し、取り組みを進めています。道路啓開は、中部圏地震防災基本戦略の中で優先的に取組む連携課題として位置づけられています。人命救助のための「くしの歯ルート」が設定されると、堤防の破堤箇所の仮締切、排水ポンプ車や排水機場による排水作業を行います。</p>													
活用事業													
—													

・国土交通省中部地方整備局 HP「中部版くしの歯作戦」令和3年5月改定
https://www.cbr.mlit.go.jp/road/kanribunkakai/pdf/202105_data_02.pdf



		津 波	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 11 住み続けられるまちづくりを </div>
基本施策	Ⅱ-2	津波対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ-2-⑥	堤防等の補強・機能強化	
既存の防災林等の嵩上げ・補強等による「静岡モデル」の整備		主体：静岡県・対象市町	
<p>●静岡モデルの施設整備（例）イメージ図</p> <p style="text-align: center;">海岸堤防</p>		諸 元	
<p style="text-align: center;">浜松市沿岸域防潮堤</p> <p>(出典：静岡県「浜松市沿岸域防潮堤（通称一条堤）竣工記念誌概要」令和3年3月）</p>		人口	3,633,202人
		世帯数	1,483,472世帯
		行政区面積	7,777.35 km ²
		都市計画	—
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県では、震源域に近く津波の到達が早い沿岸部に人口・資産が集中する本県の特徴を踏まえ、レベル1を超える津波に対しても施設による被害の最小化を図るため、地域住民の合意など条件が整った地域で、既存の防災林等の嵩上げ・補強等による「静岡モデル」の整備を推進しています。 ・平成元年6月28日現在、沿岸21市町の内8市町（湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、吉田町、焼津市）において整備を実施しています。 			
取組のポイント			
<p>【市民・企業の参画】 浜松市沿岸域防潮堤の整備にあたっては、民間企業から整備費の寄付を得て、県が防潮堤を整備、市が整備に必要な土砂の確保と住民等への説明を分担しました。設計段階から地元自治会の要望や意見を反映するため推進協議会を設置、浜松商工会議所と連携し、横断幕やロゴマーク等を作成するなど、地域との連携を図りながら整備を推進しました。浜松市自治会連合会、商工会議所など全40団体で組織する「みんなでつくろう防潮堤市民の会」が発足し、沿岸地域だけでなく、全市を上げて防潮堤の整備に取り組む体制が整備されました。</p>			
活用事業			
<p>浜松市沿岸域防潮堤：県整備、民間企業からの寄付、市の土砂確保及び住民等への説明</p> <p>・静岡県河川砂防局 HP「静岡モデルの推進」 https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/1003560/1029381.html#group3</p>			



		津 波	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—2	津波対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—2—⑦	漂流物対策	
港湾の漂流物対策		実施主体：高知県須崎市	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>木材の固縛</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>津波バリアの設置</p> </div> </div> <p>(出典：須崎市 HP「漂流物対策」 https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=429)</p>		諸 元	
		人口	20590 人
		世帯数	8710 世帯
		行政区面積	135.34 km ²
		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定なし
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・須崎市では、昭和南海地震において湾奥にあった貯木場の木材が津波の引き波で流出して市街地に流入し被害が拡大したことから、津波における漂流物対策が喫緊の課題ととらえ、平成18年に防災会議に漂流物対策専門委員会を設置して埠頭につまれた木材の固縛や津波バリアの設置について取り組んできました。 ・また、平成23年度に漁船の漂流物対策についても専門委員会を設置し、野見地区で建設予定であった防潮堤に漁船の流失防止柵を設置する計画を日本の漁港で初めて進めることになりました。 			
取組のポイント			
<p>【漂流物対策専門委員会の設置】平成18年に防災会議に漂流物対策専門委員会を設置し、埠頭に積まれた木材の固縛や津波バリアの設置について取り組んできました。</p> <p>【作業性や実効性の検証】平成20年に須崎市が木材工業団地の協力を得て社会実験として木材の固縛実験を実施し、作業性や実効性の検証を行いました。こういった取組が評価され、平成22年度に国の社会実験として津波バリアと木材の固縛を、須崎埠頭背後地において実施しました。平成23年度に津波バリアの一部を須崎駅東側の海岸保全上の効果が見込める市道部分に移設し、長期にわたり耐久性の検証が行われています。</p>			
活用事業			
<p>平成20年固縛装置実証実験：市単費 平成22・23年度社会実験：国費</p>			

- ・須崎市 HP「漂流物対策」<https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=429>
- ・須崎市 HP「須崎市における津波避難対策について — 津波による犠牲者ゼロを目指して — 」平成25年3月



		津 波		
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
基本施策	Ⅱ-2 津波対策を必要とする施設対策			
導入メニュー	Ⅱ-2-⑨ 津波防災地域づくり法に基づく推進計画の活用			
観光防災まちづくり推進計画による津波対策		主体：静岡県伊豆市		
<p>図 海のみち安全避難エリア（津波災害警戒区域）・海のみち安全創出エリア（津波災害特別警戒区域）のイメージ （出典：伊豆市 HP「海と共に生きる」観光防災まちづくり推進計画 第3版」平成 31 年 4 月 http://www.city.izu.shizuoka.jp/media/01020501_pdf_2019523_rad9FD2E.pdf）</p>		諸 元		
		人口	28,190 人	
		世帯数	11,449 世帯	
		行政区面積	363.97 km ²	
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載</small>		
取組概要				
・伊豆市では、南海トラフの巨大地震など津波を伴う地震が予想される中、土肥地域の『観光』『環境』『防災』のバランスのとれた津波防災まちづくりの考えから『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画』（伊豆市津波防災地域づくり推進計画）を策定しました。				
取組のポイント				
【住民主体の計画作成】 伊豆市津波防災地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、推進計画（案）が検討されました。協議会では、一年以上に亘り 5 回の会議と住民参加によるワークショップや市民集会等を開催し計画作成を進めました。				
【津波災害警戒区域等への愛称の設定】 津波災害警戒区域等の考え方を住民や観光客等に適切に伝えるため、津波災害警戒区域を「海のみち安全避難エリア」、津波災害特別警戒区域を「海のみち安全創出エリア」と愛称をつけ、観光と防災の両立を図っています。				
活用事業				
—				

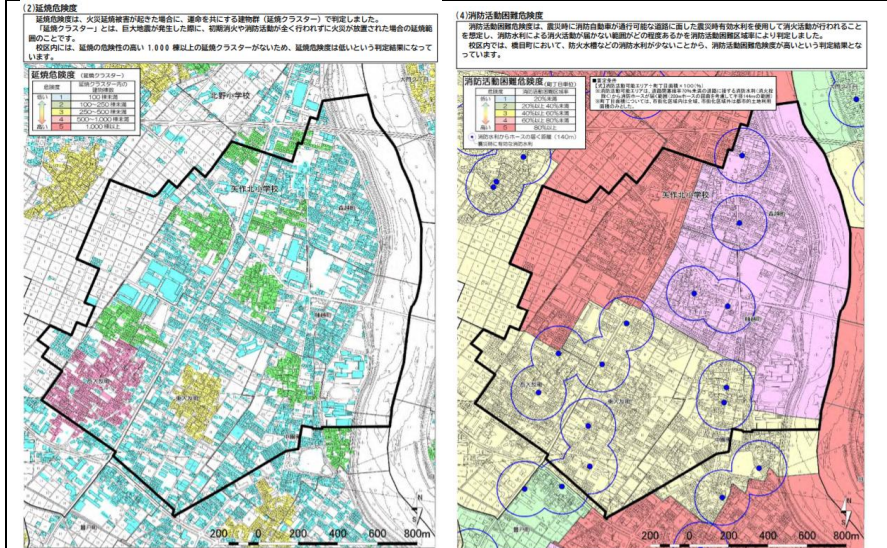
・伊豆市 HP「「観光防災まちづくり推進計画」 http://www.city.izu.shizuoka.jp/gyousei/gyousei_detail007172.html



地震	

基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	
基本施策	Ⅱ-3	火災に強いまちの形成
導入メニュー	Ⅱ-3-①	密集市街地の解消

学区ごとの延焼危険度に基づいた防災対策	主体：愛知県岡崎市
---------------------	-----------



（出典：岡崎市 HP「小学校区別防災カルテ」<https://okazaki-bousai-portal.transmod.jp/sonae/78.html>）

諸元	
人口	384,654人
世帯数	156,619世帯
行政区面積	387.20 km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	

取組概要

・岡崎市では、愛知県の地震等被害予測調査結果を基に、市内の災害リスクを客観的に把握する災害危険度判定を行い、その結果を受けて小学校区別防災カルテを作成しました。

取組のポイント

【地域の皆さんの防災対策の参考資料として活用】市内のどこにどのような災害リスクが存在しているかの把握を促します。また、行政が行う「公助」とともに、住民一人一人が自ら行う「自助」や、地域が連携して行う「共助」により防災力を向上させるための対策を図る際の参考資料として活用します。

活用事業

都市防災総合推進事業（災害危険度判定調査）


・岡崎市 HP「小学校区別防災カルテ」<https://okazaki-bousai-portal.transmod.jp/sonae/78.html>



		地震		
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>	
基本施策	Ⅱ—3	火災に強いまちの形成		
導入メニュー	Ⅱ—3—①	密集市街地の解消		
空き地を活用した公園整備		主体：愛知県一宮市		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ➔ </div> <p style="font-size: 0.8em;">(出典：国土交通省中部地方整備局 HP) 中部圏におけるまちづくり・住まいづくりの取組み」https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/pdf/machidukuri2021.pdf)</p>		諸元		
		人口	380,073 人	
		世帯数	152,075 世帯	
		行政区面積	113.82 km ²	
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載		
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 一宮市では、地域の住環境と防災性向上に向けて、空家を除却した跡地を、小公園として整備しました。 				
取組のポイント				
<p style="background-color: yellow;">【地震時の倒壊被害防止と延焼を抑制する空間の確保】</p> <p>老朽化した空家は大規模地震時に倒壊して人的被害や道路閉塞など引き起こす危険があります。空家を除却した跡地を公園として整備することで、倒壊被害の防止とともに、延焼火災を抑制する「燃えない空間」を確保しています。</p>				
活用事業				
<p>空き家再生等推進事業（交付金）、空き家対策総合支援事業（補助金）</p>				

・出典：国土交通省中部地方整備局 HP) 中部圏におけるまちづくり・住まいづくりの取組み」
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/pdf/machidukuri2021.pdf>)



基本事項		Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	地 震 
基本施策	Ⅱ-3	火災に強いまちの形成	
導入メニュー	Ⅱ-3-②～④	火災延焼防止帯の確保 火災避難所・経路の確保 住宅・建等の不燃化・難燃化 消防水利の確保	

糸魚川市駅北復興まちづくり計画 **主体：新潟県糸魚川市**

① 本町通りにおける延焼遮断帯の形成

本町通り沿いの建築物の防火性能を高めることで延焼遮断帯とし、延焼を食い止めることでまち全体の防火機能を高めます。

一定範囲の中にある建物の不燃化を促進





道幅が4m道路（左）での消防活動のイメージ



道幅が6m道路（右）での消防活動のイメージ



防火水槽

駅北広場の地下には、大火被災地の周辺に残る木造建物密集地域での火災などに備えるため、200トンの耐震性防火水槽が埋設されています。これは、通常市内で整備する防火水槽（40トン）の約5倍以上の大きさです。

（出典：糸魚川市駅北大火復興情報サイト HOPE 糸魚川 <https://hope-itoigawa.jp/>）

諸 元	
人口	40,765 人
世帯数	16,442 世帯
行政区面積	746.24 km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	

取組概要

・糸魚川駅北大火（平成28年12月22日～23日）を契機とし、防災道路等の公共施設整備と建築物等の構造等制限によって、「災害に強いまち」「住み続けられるまち」をめざした取組を進めることとしました。



・「大火を二度と繰り返さない」災害に強い安全な市街地再生に向け、道路の拡幅や防災広場の整備、建築物の不燃化などを進めるとともに、消防水利をはじめとする消防基盤の拡充・整備を図っています。また、常備消防や消防団体制の強化、自主防災組織の充実、広域道路ネットワークを利用した応援体制の強化などをあわせて行うことで、総合的に地域の防災力を高める取組を進めています。

取組のポイント

【準耐火建築物の誘導による延焼遮断帯の形成】まち全体の防火機能を高めるため、高さ5m以上の準耐火建築物の建築を誘導し、延焼遮断帯を形成します。

【地区防災道路の整備】防災機能（緊急車両の通行、延焼の防止、速やかな避難）を高めるため、幅員6m以上の道路を地区防災道路として整備しています。災害時における避難経路の確保のための被災地周辺の無電柱化を推進します。

【消防水利備等の整備】大型防火水槽（100 m³程度）の整備や海水等自然水の活用等により消防水利を確保しています。

活用事業

- ・社会資本総合整備計画（防災・安全交付金） 都市防災総合推進事業・街並み環境整備事業・小規模住宅地区改良事業
- ・防災街区整備地区計画

・糸魚川市 HP「糸魚川市駅北大火からの復興まちづくり」 <https://www.city.itoigawa.lg.jp/item/20859.htm>

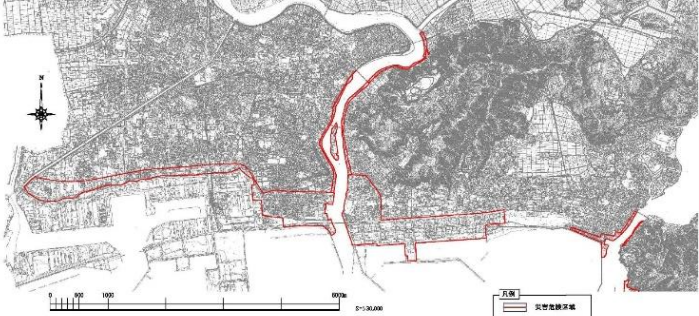


・糸魚川市駅北大火復興情報サイト HOPE 糸魚川 <https://hope-itoigawa.jp/>



		津 波	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-4 災害リスクに対応した土地利用計画		
導入メニュー	Ⅱ-4-① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携		
都市計画マスタープランと立地適正化計画との連携		主体：岩手県二戸市	
<div style="border-left: 2px solid black; padding-left: 10px;"> <p>全体構想編</p> <p>第1章 二戸市の都市づくりの理念</p> <p>第2章 目標とする都市像</p> <p>第3章 都市の現況と課題</p> <p>第4章 都市整備の方針</p> <p>地域別構想編</p> <p>第5章 地域別構想</p> <p>立地適正化計画編</p> <p>第6章 立地適正化計画</p> <p>資料編</p> <p style="text-align: center;">図 計画の構成</p> <p>(出典：二戸市 HP「都市計画マスタープラン」 https://www.city.ninohe.lg.jp/div/tosikeikaku/pdf/0-2_syusi.pdf)</p> </div>		諸 元	
		人口	25,513 人
		世帯数	10,555 世帯
		行政区面積	420.42 km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> 二戸市では、令和3年3月に「二戸市都市計画マスタープラン」を改訂し、都市計画マスタープランの一部として立地適正化計画を策定しました。 			
取組のポイント			
<p>【4編での構成】 全体構想編、地域別構想編、立地適正化計画編、資料編で構成されています。</p> <p>【災害リスク分析を全体構想編で実施】 災害リスク分析を「第3章 都市の現況路課題」で行っており、都市整備の方針に繋げています。</p>			
活用事業			
—			

・二戸市 HP「二戸市都市計画マスタープラン」と「二戸市立地適正化計画」 <https://www.city.ninohe.lg.jp/info/2528>



		津 波													
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="background-color: #f1c40f; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">11</div> <div style="font-size: 8px; margin-bottom: 5px;">住み続けられるまちづくりを</div> </div>												
基本施策	Ⅱ—4	災害リスクに対応した土地利用計画													
導入メニュー	Ⅱ—4—②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導													
災害危険区域の指定		実施主体：宮城県石巻市													
 <p style="text-align: center;">石巻市災害危険区域図（市街地の抜粋）</p> <p style="font-size: 8px;">（出典：石巻市 HP「石巻市災害危険区域図（市街地）」 https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10504000/8550/saigai03.pdf）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <ul style="list-style-type: none"> ●住宅・共同住宅 ●寄宿舎・下宿 ●その他居住室を有する建築物 </div> <div style="text-align: center;">  <ul style="list-style-type: none"> ●病院 ●診療所 (病床を有するもの) </div> <div style="text-align: center;">  <ul style="list-style-type: none"> ●ホテル ●旅館 </div> <div style="text-align: center;">  <ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉施設等 (保育園、老人ホーム、) </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">建築できない建物の例</p> <p style="font-size: 8px;">（出典：石巻市 HP「災害危険区域について」 https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10504000/8550/8550.html）</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">諸 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">人口</td> <td style="text-align: center;">140,151 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">世帯数</td> <td style="text-align: center;">56,768 世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">行政区面積</td> <td style="text-align: center;">554.55 km²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都市計画</td> <td style="text-align: center;">線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: 8px;">※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載</td> </tr> </tbody> </table>		諸 元		人口	140,151 人	世帯数	56,768 世帯	行政区面積	554.55 km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載	
		諸 元													
		人口	140,151 人												
		世帯数	56,768 世帯												
		行政区面積	554.55 km ²												
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり												
※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載															
取組概要															
<ul style="list-style-type: none"> ・石巻市では、東日本大震災により住居等が全壊又は流出した区域及びその周辺区域内で、市街地の場合は都市計画道路である高盛土道路等から旧北上川等の地形・地物で区域を設定した区域、離半島部の場合は津波で浸水被災した地区について、「東日本大震災に伴う石巻市災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例」に基づき、平成 24 年 12 月 1 日に災害危険区域を指定しました。 ・災害危険区域では、住宅、アパート、ホテル、民宿、児童福祉施設、医療施設など用途の建築物は建築できない制限を定めています。 															
取組のポイント															
<p style="background-color: #f1c40f; padding: 2px;">【高盛土道路から海側を災害危険区域に指定】石巻市の市街地では、防潮堤等と併せて内陸部に高盛土道路を整備して津波の浸水を防ぐこととし、津波浸水シミュレーションによって道路から内陸側への浸水が防止できることを確認した上で、道路から海側の土地を災害危険区域に指定しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="width: 60%;"> <p style="font-size: 8px;">（出典：石巻市 HP「東日本大震災からの復興（被害状況、復旧・復興に向けた取組状況）」 https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10184000/100/8235/hukkouzyoukyou/20140624130932.html）</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> <p style="color: #0056b3; font-weight: bold; font-size: 8px;">○高盛土道路</p> <p style="font-size: 8px;">市街地沿岸部分を東西方向に通過する道路を盛土により整備し、住宅地を津波から守ります。</p>  <p style="color: #0056b3; font-weight: bold; font-size: 8px;">高盛土道路の整備イメージ</p> </div> </div>															
活用事業															
—															

・石巻市 HP「災害危険区域の指定について」<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10504000/8550/8550.html>
 ・石巻市 HP「東日本大震災からの復興（被害状況、復旧・復興に向けた取組状況）」
<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10184000/100/8235/hukkouzyoukyou/20140624130932.html>



津波



基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	
基本施策	Ⅱ—4	災害リスクに対応した土地利用計画
導入メニュー	Ⅱ—4—②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導

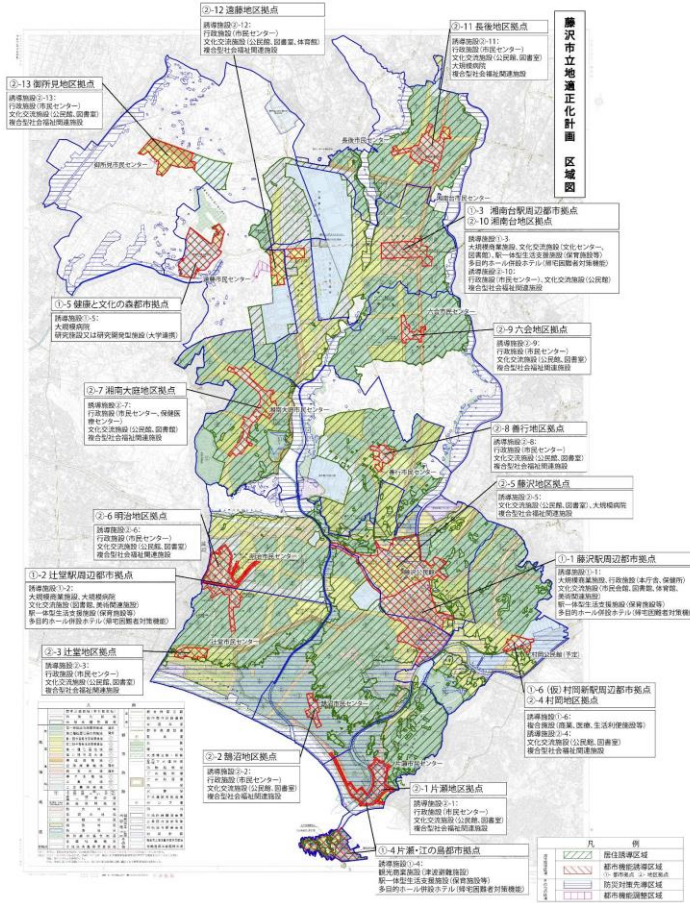
立地適正化計画における柔軟な区域指定

実施主体：神奈川県藤沢市

諸元

人口	436,905 人
世帯数	193,204 世帯
行政区面積	69.56 km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載



藤沢市立地適正化計画 区域図

(出典：藤沢市 HP「藤沢市立地適正化計画 全体図」(藤沢市、令和3年10月)
https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/tosikei/documents/202110_zentaizu.pdf

取組概要

・藤沢市では、災害ハザードエリアを居住誘導区域外とした上で、市独自の「防災対策先導区域」を設定し、当該区域内における届出制度を活用し、区域内で開発行為を行う事業者や住民に対し、区域設定の趣旨を周知、ハザード状況や避難対策の状況、避難方法等の周知を行っています。

取組のポイント

【ハザードエリアにおける防災対策の具体化】 藤沢市が独自に設定する「防災対策先導区域」については、立地適正化計画に対象区域、基本的な考え方、対策を具体的に明記することで、対策の実効性が高まることが期待されます。

活用事業

—



		地震	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-4	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ-4-②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	
土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格の住宅の移転促進		実施主体：熊本県熊本市	
<div style="text-align: center;"> <p>熊本県熊本市の事例</p> <p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>移転</p> <p>がけ地近接等危険住宅移転事業(H30)</p> <p>がけ地近接等危険住宅移転事業 熊本県熊本市の事例</p> <p>(出典：国土交通省 HP 「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 第2回(2020年4月17日)資料2：第1回検討会の補足説明資料等 資料2-2：都市局資料」 https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001341481.pdf</p> </div>		諸元	
		人口	738,865人
		世帯数	326,920世帯
		行政区面積	390.32km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要			
<p>・熊本市では、平成28年4月に発生した熊本地震で被災(全壊)した土砂災害特別警戒区域(平成28年3月18日指定)内にある既存不適格の住宅について、がけ地近接等住宅移転事業を活用し、土砂災害特別警戒区域外への移転、跡地の整地や砂利舗装等を行いました。</p>			
取組のポイント			
<p>【跡地の適切な管理】跡地については本事業の趣旨に従い、住宅等を禁止する旨の看板を立てるとともに、更地にして適切に管理することが重要となります。</p>			
活用事業			
がけ地近接等危険住宅移転事業			



地震

基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	
基本施策	Ⅱ—5	地域の孤立対策
導入メニュー	Ⅱ—5—① ～④	ヘリポートの整備 食料、生活必要物資の備蓄（備蓄倉庫） 確実な情報収集・提供手段の整備 避難経路・緊急輸送道路の確保



岐阜県孤立集落対策指針

主体：岐阜県

様式第2号

孤立地域状況連絡票

※把握できた項目のみ記入

市町村名			
地域名			
地域の連絡責任者	役職・氏名		
	連絡先		
地域内の旅館、別荘、キャンプ場等	施設名称		
	管理者		
	連絡先		
報告日時			
地域と市町村の連絡手段			
孤立状態発生原因			
孤立状態発生日時 (発生日時が不明な場合は状況把握日時)			
住民の安否（死亡者の有無等）			
負傷者数	人	負傷者等状況	
急病者数	人	急病者等状況	
要救助者数			人
住居等の被害状況（物的被害）			
住民の避難状況			
避難行動要支援者の状況			
ライフラインの状況	電気		
	ガス		
	水道（水道水又は井戸水） (※上記該当に○の上、右欄に状況を記入)		
	固定電話		
	携帯電話		
自家発電機等非常用電源の有無（該当に○）		有	無
水、食料、生活物資等の状況	水		
	食料		
	生活物資		
	その他		
緊急必要物資の要請の有無（該当に○）		有	無
外部への交通手段 (徒歩等による通行の可否等)			
二次被害のおそれ			
その他必要な事項			

諸元

人口	1,978,742人
世帯数	780,730世帯
行政区面積	10,620 km ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：岐阜県「岐阜県孤立集落対策指針」令和4年2月
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/287177.pdf>)



取組概要

- ・岐阜県では豪雨に伴う土砂災害、南海トラフ巨大地震や活断層を震源とする内陸型地震など、孤立集落の発生原因となる自然災害の発生が予想されています。
- ・このことを踏まえ、岐阜県は災害による孤立集落発生に備えた事前対策と孤立集落発生時の応急対策を計画的かつ迅速に実施するための指針「岐阜県孤立集落対策指針」を、令和3年3月に策定しました（令和4年2月改定）。

取組のポイント

【県、市町村、集落が行う対策を掲載】

- ・県、市町村、集落（自治会等）が行う事前対策と応急対策を掲載しています。

表 市町村、集落が実施する事前対策

	市町村	集落（自治会等）
（1）孤立集落発生時の連絡体制等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ①連絡先リストの作成 ②伝達項目の整理（様式第2号 孤立集落状況連絡票） ③多様な通信手段の確認・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ①連絡先リストの作成 ②伝達項目の整理（様式第2号（孤立集落状況連絡票）の項目。市町村と共有しておくこと） ③市町村との連絡窓口となる地域代表者の決定 ④安否情報の収集方法の決定 ⑤多様な通信手段の確認 ⑥通信機器の点検
（2）救助救急体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ①地域内の医師、看護師等の有資格者を把握 ②住民自らが行える応急措置を確認 ③ヘリコプターの着陸可能場所の調査・整備 ④医薬品の備蓄・供給体制の整備 ⑤避難行動要支援者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域内の医師、看護師等の有資格者を把握 ②住民自らが行える応急措置を確認 ③医薬品の備蓄・供給体制の整備 ④避難行動要支援者の把握
（3）孤立状態発生に備えた集落づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①飲料水、食料、生活用品等の備蓄 ②救助資機材の備蓄 ③避難施設の指定 ④自家発電機等非常用電源の整備 ⑤アクセス道路、迂回路の状況 ⑥携帯電話不感地帯の確認 ⑦集落内の危険箇所の確認 ⑧孤立を想定した訓練の実施 ⑨道路啓開等における地元建設業者等との連携 ⑩消防団や自主防災組織との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ①飲料水、食料、生活用品等の備蓄 ②孤立を想定した訓練の実施 ③消防団や自主防災組織との連携

（出典：岐阜県 HP「岐阜県孤立対策指針」令和4年2月 <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/287177.pdf>）

活用事業

—

・岐阜県 HP「岐阜県孤立対策指針」令和4年2月 <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/287177.pdf>



Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる

令和3年度作成

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例	災害種別	ページ
Ⅲ-1 人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	地域から提案されたみんなにやさしい避難所づくり【三重県四日市市】	地震・津波	実践編 1-52
		大学を中心とした自主防災組織の養成【各大学】	地震・津波	実践編 1-53
	② 消防団の充実・強化	女性消防団員の活躍【三重県尾鷲市、三重県津市、静岡県裾野市】	地震・津波	実践編 1-54
	③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	防災意識を啓発する素材の提供【三重県】	地震	実践編 1-56
	④ 防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)	地震・津波防災教育について【三重県尾鷲市】	地震・津波	実践編 1-57
		尾鷲市津波防災教育のための手引き【三重県尾鷲市】	津波	実践編 1-58
		高校生の防災教育【三重県南伊勢町】	地震・津波	実践編 1-60
		子どもたちを対象とした防災イベントの実施【岐阜県美濃加茂市】	地震	実践編 1-61
Ⅲ-2 自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCO との連携強化	TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の活動【国土交通省】	地震・津波	実践編 1-62
		洪水・津波発生時の高速道路の緊急避難場所活用【三重県桑名市】	津波	実践編 1-63
	② 他の地方公共団体との連携強化(防災協定・日常の地域間交流)	18府県の18市1町によるネットワーク型災害協定【大阪府泉大津市】	地震・津波	実践編 1-64
	③ 企業との連携強化(防災協定)	ドローンによる情報収集活動に関する協定の締結【愛知県田原市】	地震・津波	実践編 1-65
	④ NPOとの連携	—	—	—



基本施策	導入メニュー	掲載事例	災害種別	ページ
Ⅲ-3 地方公共団体の 防災力向上	① 貴重なデータの保護	地籍調査事業計画の策定 【三重県津市】	地震・ 津波	実践編 1-66
	② 事業継続計画(BCP)の 策定促進	—	—	—
	③ 職員の意識づくり	震災復興都市計画策定時 の地方公共団体職員ワー クショップの開催 【愛知県】	地震	実践編 1-67
Ⅲ-4 有事を見据えた 体制づくり	① 自主防災組織による 避難防災訓練の実施	防災指導員の配置と避難 訓練の実施 【静岡県沼津市】	地震・ 津波	実践編 1-68
		1800人の生徒を「避難 者」から「救助者」に～ 地域の方と住み分ける、 行内避難所運営に向けて ～【大島地区連合 町内会・川崎市立川崎高 校（神奈川県川崎市）】	地震・ 津波	実践編 1-69
		自衛隊と自主防災隊の共 同訓練 【三重県南伊勢町、大分 県佐伯市】	地震・ 津波	実践編 1-70
	② 広域巨大災害に備え た仮設期の住まいづくり	災害時における民間賃貸 住宅の提供に関する協定 【岐阜県、静岡県、愛知 県、三重県、名古屋市】	地震・ 津波	実践編 1-71
	③ 支援物資等の受け入 れ態勢の検討	ラストマイルにおける支 援物資輸送 【国土交通省】	地震	実践編 1-72
	④ 災害廃棄物・海岸漂 着物処理体制の検討	—	—	—



地震	津波
3 すべての人に 防災と防災を	5 ジェンダー平等を 共有しよう
17 パリ・アジェンダ 目標を達成しよう	

基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	
基本施策	Ⅲ—1	人材等の育成
導入メニュー	Ⅲ—1—①	自主防災組織の結成と活動の充実

地域から提案されたみんなにやさしい避難所づくり

主体：三重県四日市市

大規模災害から命と暮らしを守るための避難所運営の手引き

～男女共同参画の視点を盛り入れて～

この避難所運営の手引きは、東日本大震災などの大規模災害の経験や課題を踏まえて作成したものです。介護や子育て、障害者女性など地域の安全・安心を守るためには女性の声も欠かせません。そのため、平常時より男女共同参画の視点からの災害対応について理解していただくことが重要です。この際、「よい」視点を「助言」など、女性や高齢者にもやさしい避難所運営の手引きを作成しました。女性リーダーと防災担当者と一緒に話し合い、各市区で作成している防災マニュアルなどに盛り込むための参考としていただければ幸いです。

●作成：四日市市危機管理室 ●監修：四日市市市民会連合会、四日市市地区防災組織連絡協議会
●監修：男女共同参画の視点から避難所運営マニュアルを推進するためのワーキンググループ

5. 配慮が必要な人々のニーズを補く

避難所では、障がいや高齢している状態に陥る避難を妨げないようにできます。特に、女性や高齢者は、障がいでも避難しづらい。ニーズに応じた避難所運営が求められ、国に比べても、安全・安心な避難所であるためには、みんなの障がい、障がいや障がい者もつくりましょう。

こんなことに配慮をつけて

女性

■障がいしていること

- ・アライバ/トイレ、洗濯機
- ・下着をすぐ換装、お風呂の不安
- ・薬物の管理、食料、介護

■障がいに対する配慮・配慮

- ・男女別トイレ、トイレ
- ・女性専用トイレ、トイレ
- ・物置の女性専用
- ・お風呂

乳幼児・妊産婦

■障がいしていること

- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・母乳の管理、お風呂、お風呂
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)

■障がいに対する配慮・配慮

- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)

保育園児・幼稚園児・小学生

■障がいしていること

- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)

■障がいに対する配慮・配慮

- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)

中学生・高校生

■障がいしていること

- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)

■障がいに対する配慮・配慮

- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)

高齢者・介護や看護を必要とする方

■障がいしていること

- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)

■障がいに対する配慮・配慮

- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)

認知症の方

■障がいしていること

- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)

■障がいに対する配慮・配慮

- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)
- ・おむつ、お風呂(トイレ・お風呂)

諸元	
人口	305,424人
世帯数	133,331世帯
行政区面積	206.52 km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	

(出典：四日市市 HP「大規模災害から命と暮らしを守るための避難所運営の手引き」
<https://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp/home/doc/hinansyouneinotobiki.pdf>)

取組概要

- ・四日市市自治会連合会は、以前から単位自治会の好事例を共有する情報交換会や会報の発行など、自治活動の地域格差を埋める活動を続けてきたが、東日本大震災後に各地区の防災マニュアルを集めて点検したところ、とくに女性への配慮が欠けていることがわかりました。
- ・男女協働参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアル「大規模災害から命と暮らしを守るための避難所運営の手引き」を平成28年2月に作成し、避難所設営に女性の視点を活かすための訓練を実施しました。

取組のポイント

【セミナーの開催による意識啓発】平成25年から29年までの5年間、市内28地区の連合自治会が中心となって防災関係者や市と協力しながら「男女共同参画の視点を取り入れた防災まちづくり」をテーマとしたセミナーを開催し、全市的に意識啓発をおこないました。

【地域防災への女性の参画を促進】女性の意見を反映させてできた避難所案内表示板ができたことで、女性の地域防災への参画ができ、女性防災グループを結成するきっかけや後押しとなりました。

活用事業

(不明)

・総務省 HP「第24回防災まちづくり大賞受賞事例集」
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei24th.pdf



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成	
導入メニュー	Ⅲ— 1—①	自主防災組織の結成と活動の充実	
大学を中心とした自主防災組織の養成			実施主体：各大学
<p>防災講演会の様子 (出典：名古屋大学減災連携研究センターHP「防災アカデミー」 http://www.gensai.nagoya-u.ac.jp/?p=75)</p>		諸元	
<p>地域防災活動支援のワークショップの様子 (出典：清流の国ぎふ防災・減災センターHP「センター概要」 https://gfbosai.sakura.ne.jp/web/about/)</p>		人口	—
		世帯数	—
		行政区面積	—
		都市計画	—
取組概要			
<p>・中部圏では自主防災組織の育成を支援する、大学が中心となった組織があります。</p> <p style="text-align: center;">表 県別の自主防災組織の育成を担う大学関係組織の例</p>			
県名	自主防災組織の育成を担う大学組織	設立団体	
岐阜県	清流の国ぎふ 防災・減災センター	岐阜県、岐阜大学	
静岡県	しずおか防災コンソーシアム	静岡大、浜松医大、静岡県立大、静岡文芸大、東海大、常葉大)、県教育委員会、静岡地方気象台及び報道機関各社	
愛知県	あいち・なごや強靱化共創センター 名古屋大学減災連携研究センター	愛知県、名古屋市、名古屋大学 名古屋大学	
三重県	みえ防災・減災センター	三重県、三重大学	
取組のポイント			
<p>【学識経験者による講座】 防災・減災に関する各種講座やシンポジウム、共助の取組を推進する防災人材を育成する講座等、多様なプログラムがあり、いずれも学識者等専門家の講義を受けることができます。</p> <p>【参加者相互の交流促進】 防災・減災に取り組んでいる参加者相互の交流の機会も設けています。</p>			
活用事業			
—			

- ・清流の国ぎふ防災・減災センターHP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12948.html>
- ・静岡大学防災総合センターHP <https://www.cnh.shizuoka.ac.jp/>
- ・あいち・なごや強靱化共創センターHP <http://www.gensai.nagoya-u.ac.jp/kyoso/>
- ・名古屋大学減災連携研究センターHP <http://www.gensai.nagoya-u.ac.jp/>
- ・三重県・三重大学 みえ防災・減災センターHP <https://www.midimic.jp/>



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #5cb85c; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 3 すべての人に 被害と犠牲を </div> <div style="background-color: #d9534f; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 5 ジェンダー平等を 実現しよう </div> </div>
基本施策	Ⅲ—1	人材等の育成	
導入メニュー	Ⅲ—1—②	消防団の充実・強化	
女性消防団員の活躍		主体：三重県尾鷲市 三重県津市 静岡県裾野市	
  <p style="text-align: center;">尾鷲市の女性消防団員の活動</p> <p>(左出典：国土交通省中部地方整備局「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」平成26年2月 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/pdf/guideline.pdf)</p>		諸 元	
		三重県尾鷲市	
		人口	16,252 人
		世帯数	8,153 世帯
		行政区面積	192.71 km ²
		都市計画	—
		三重県津市	
		人口	274,537 人
		世帯数	117,663 世帯
		行政区面積	711.19 km ²
		都市計画	—
		静岡県裾野市	
		人口	50,911 人
		世帯数	20,717 世帯
		行政区面積	138.12 km ²
		都市計画	—
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">11 三重県 津市津消防団 (デージー分団) <small>※「デージー」＝「ひなぎく(火無防く)」</small></p> <p style="font-size: x-small;">デージー分団は、平成18年1月に女性のみで組織する消防分団として発足し、現在11名の女性消防団員が、広報活動、一般家庭への防火訪問、一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、応急手当指導など幅広く活躍している。</p>    <p style="font-size: x-small; text-align: center;">近年では、防災訓練での消火活動の訓練も行っている。</p> </div> <p style="text-align: center;">津市の女性消防団の活動</p> <p>(出典：総務省消防庁 HP「女性消防団員の活躍」 https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/item/activity/women/success/13.jpg)</p>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">8 静岡県 裾野市消防団</p> <p style="font-size: x-small;">「女性消防」は平成8年4月に発足し、現在21名。春と秋の火災予防訪問に合わせて、2人1組となり、民生委員とともに高齢者宅へ訪問して防火を呼びかけており、期間内の訪問件数は約150件に及ぶ。 近年は消防職員と一緒に花火教室に行き、花火を遊んで防火の教えを子どもたちに広めている。</p>   <p style="font-size: x-small; text-align: center;">団員は、夫婦、親子、兄弟、姉妹、大学生など</p> </div> <p style="text-align: center;">裾野市の女性消防団の活動</p> <p>(出典：総務省消防庁 HP「女性消防団員の活躍」 https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/item/activity/women/success/10.jpg)</p>			



取組概要
<ul style="list-style-type: none">・ 消防団員数が減少する一方で、女性消防団員数は年々増加しています。・ 女性の持つソフトな面をいかして、住宅用火災警報器の普及促進、一人暮らしの高齢者宅の防火訪問、住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等においては、特に女性消防団員の活躍が期待されています。
取組のポイント
<p>【啓発活動や災害時の後方支援を実施】 尾鷲市の女性消防団員は、消火活動に加え、啓発活動（防火・防災・普通救命等）や災害時の後方支援活動など幅広く活動を行っています。</p> <p>【女性だけの消防団】 津市では、女性のみで組織する消防団が結成されています。</p> <p>【民生委員とともに高齢者を訪問】 裾野市では、春と秋の火災予防週間に合わせて、女性消防団員が民生委員と一緒に高齢者宅を訪問して防火を呼びかけています。</p>
活用事業
—

・ 総務省消防庁 HP「女性消防団員の活躍」 <https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/activity/women/success/>



地震

基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成
導入メニュー	Ⅲ— 1 —③	自分の判断で避難できる防災教育の推進



防災意識を啓発する素材の提供

主体：三重県

1 学校で休みじかに大地震がおこったら

(1) きょうしつの中できけんなこと
きょうしつで地震がおこったら、どんなきけんなことがおこるでしょうか？下のえとしゃしんをみてかながえてみましょう。

【地震でこわれたものはがれたかべ】
あちてきけいこうどう たおれたとしょつのもだな

② きょうしつのもので、どんなきけんなことがおこるでしょうか？
「あちてこない・たおれてこない・いどうしてこない」ばしょに。

防災ノート(ワークシート⑥) 高校生版

家から避難場所への経路を確認する

家にいるときに、災害が起こった場合の避難場所がどこなのか、あらかじめ調べておきましょう。

調べた避難場所について、家からの経路を下の例にならって書きましょう。また、危険な場所には×をして、何が危険かを書きましょう。(市町や自治会などが防災マップやMyまっぷランなどを作っている場合は、それも参考にしてください。)

例

× … 危険な場所
○ … 避難場所
→ … 避難経路A
→ … 避難経路B

※防災マップとは避難経路マップは違う場合があります。
※災害が起こったとき、皆さんが率先して避難することで他の人の避難を促すことができます。
※避難ルートは複数考えておきましょう。最の中や夜間に避難する場合はおぼえてください。
※Myまっぷランは、山口洋及教授(三重大学大学院工学研究科)が開発する住民一人ひとりが防災避難計画を作成するための手法です。

◆避難経路について、家族で話し合いを描きましょう。

諸元	
人口	1,770,254人
世帯数	742,598世帯
行政区面積	5,774.49 km ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

出典：三重県教育委員会 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/bosai/68638018172.htm>

取組概要

- ・三重県教育委員会では、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震や台風、集中豪雨等の自然災害から、児童生徒の命を守るため、県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等に防災ノートを配付し、学校における防災教育を推進しています。(初版：平成24年2月、第8版令和3年6月)
- ・「小学生(低学年)版」(小学校1年生から3年生を対象)：本冊20ページ/ワークシート3枚
- ・「小学生(高学年)版」(小学校4年生から6年生を対象)：本冊20ページ/ワークシート4枚
- ・「中学生版」(中学生を対象)：本冊20ページ/ワークシート4枚
- ・「高校生版」(高校生を対象)：本冊20ページ/ワークシート4枚

取組のポイント

- 【自ら考え行動する力を育成】** 児童生徒が、地震や津波、台風等による危険や避難方法、家庭での防災対策を知り、自らの命を守るためにはどうすればよいかを考え、行動する力の育成を目指しています。
- 【家族の防災力の向上】** 児童生徒と保護者がともに家庭で防災ノートに取り組むことによる、家族の防災意識の向上と、家庭の防災対策の充実を目指しています。
- 【外国語にも対応】** 防災ノートは、日本語のほか、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語にも対応しています。

活用事業

—

三重県 <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/bosai/17281018155.htm>



		津 波	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #5cb85c; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 3 手立ての人に 避難と備えを </div> <div style="background-color: #d9534f; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 4 身の強い心算を みんなに </div> </div>	
基本施策	Ⅲ—1 人材等の育成		
導入メニュー	Ⅲ—1—④ 防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)		
地震・津波防災教育について		主体：三重県尾鷲市	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">防災マップ作りの様子</p> <p style="text-align: center;">親子防災参観会の様子</p> <p>(出典：三重県 HP「防災教育実践事例」 https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/p0008200020_00002.htm)</p>		諸 元	
		人口	16,252 人
		世帯数	8,153 世帯
		行政区面積	192.71 km ²
		都市計画	非線引き都市 計画区域 用途地域指定 なし
		※人口・世帯数、行政区区域面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾鷲小学校では、「地震や津波が発生したときに、自分の命は自分で守ることのできる子どもの育成」を目標に掲げて、各学年で活動方針に沿って計画を立て、防災教育に取り組んでいます。 ・ 特に、5年生では、総合的な学習の時間の年間指導計画の中に防災教育を位置づけています。2学期は、仲間や家族とともに学びを深め、それを生かして実際の地震発生時に冷静な判断をし、より適切な避難行動が取れるような力を身につけるために、「親子防災参観会」「タウンウォッチング・防災マップ作り」を行いました。 			
取組のポイント			
<p>【整備された避難路を活用した避難訓練の実施】 南海トラフの巨大地震による津波に備え、校舎から直接、避難場所である裏山へ避難できる避難路「いのちの架け橋」の完成に伴い、「いのちの架け橋」を利用する全校避難訓練を実施しています。</p> <p>【親子で学ぶ防災参観会】 起震車に乗り強い震度の揺れを体験、液状化現象の仕組みについて実験を行う等、親子防災参観会を開催して、親子と一緒に学習するプログラムを実施しています。</p> <p>【危険な箇所、安全な場所を歩いて確認】 地震が起こったときに危険な場所や、安全に避難できる場所などについて、実際に自分たちが住んでいる地域を歩いて確認し、防災マップを作成しています。子どもたちは、普段何気なく通っている道にも危険なものや役に立つものがたくさんあることを発見しています。</p>			
活用事業			
(不明)			

・ 三重県 HP「防災教育実践事例」 https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/p0008200020_00002.htm
 ・ 尾鷲市 HP「津波防災教育の手引き」 http://www.katada-lab.jp/owase_tool/index.html



津 波

基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成
導入メニュー	Ⅲ— 1 —④	防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)



尾鷲市津波防災教育のための手引き

主体：三重県尾鷲市

【津波避難3原則】

- 想定を信じるな
 - ・・・「相手は自然であって、どのような大きさの津波が来るのかはわからない」
だから、ハザードマップ等に記された想定津波浸水域を踏みにしないこと
- 最善を尽くせ
 - ・・・「そのとき、できることは、とにかく少しでも安全な場所に避難するだけ」
だから、予め決めた避難場所に避難して、そこで安心することなく、もっと安全な場所まで避難することができるのであれば、そこまで避難すること
- 率先して避難せよ
 - ・・・「いざ」といって、人間は簡単には避難することができない」
だから、まず自分が率先して避難できるように、日頃から準備しておくこと
誰かが避難すれば、それが周りの人の避難を促すことにつながります

諸 元

人口	16,252 人
世帯数	8,153 世帯
行政区面積	192.71 km ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定なし

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

学 習 項 目		Ⅰ 対応行動 を知る	Ⅱ 地震・津波 を知る	Ⅲ 地域の 津波被害 を考える
				○
3.1 小学校 低学年	(1) 避難の必要性を知ろう【てんでんこ1】	○		
	(2) 津波の速さと流れの強さを知ろう		○	
	(3) 防災マップづくり【1】	○		
3.2 小学校 中学年	(1) いろいろな避難場所を知ろう【てんでんこ2】	○		
	(2) 地震から身を守る方法を知ろう	○		
	(3) 防災マップづくり【2】	○		
	(4) 津波と普通の波の違いを知ろう		○	
	(5) 地震・津波のおき方を知ろう		○	
	(6) 過去の津波被害を知ろう			○
	(7) 津波から地域を守る対策を知ろう【1】			○
3.3 小学校 高学年	(1) 率先避難者になろう	○		
	(2) 津波てんでんこを理解しよう【てんでんこ3】	○		
	(3) 津波避難の3原則を理解しよう	○		
	(4) 防災マップづくり【3】	○		
	(5) 津波の様々な特徴を知ろう【1】		○	
	(6) 津波の様々な特徴を知ろう【2】		○	
	(7) 津波から地域を守る対策を知ろう【2】			○
3.4 中学校	(1) 小学校の総復習	○	○	○
	(2) 避難できない人間の心理を理解しよう	○		
	(3) 地震の揺れの特徴を理解しよう		○	
	(4) 避難後の行動を考えよう【1】			○
	(5) 避難後の行動を考えよう【2】			○
	(6) 語り継ぐ責任	○		

取組概要

・尾鷲市では、巨大津波の襲来に備えて、児童・生徒に『自分の命は自分で守ることのできる知恵』をつけることを目的とした津波防災教育を実践しています。尾鷲市教育委員会は市内各校の教員と協力して、以下に示す『津波避難3原則』を踏まえた具体的な教育内容を検討し、『津波防災教育のための手引き』としてまとめ、この手引きを活用し、『海に面した尾鷲市で暮らしていくための姿勢』を考えるための防災教育を実施しています。

**取組のポイント**

【学年の授業の進行に応じた内容の精査】 各教科の教育内容から“地震・津波・防災”に関連する単元をピックアップしており、その授業の中で追加的に教えることが可能と思われる内容を取りまとめています。学年の進行に応じた教育内容を精査し、授業計画案を作成しており、児童・生徒の理解力に応じて、教育目標ごとの授業計画案を取りまとめています。

【災害文化の形成と郷土愛の育成を目指す防災教育】 尾鷲市では、小中学校での津波防災教育を継続していくことにより、『尾鷲に住むことは津波に備えるのは当たり前』という災害文化を形成するとともに、『津波はたまに来るけど、尾鷲はこれほどまでに魅力的な郷土である』という郷土愛を育てていきたいと考えています。

活用事業

—

・尾鷲市 HP 「津波防災教育の手引き」 http://www.katada-lab.jp/owase_tool/index.html

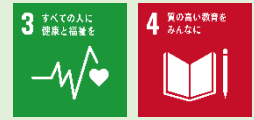


		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に 防災と備蓄を</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育を みんなに</p> </div> </div>	
基本施策	Ⅲ—1 人材等の育成		
導入メニュー	Ⅲ—1—④ 防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)		
高校生の防災教育		主体：三重県南伊勢町	
<p>高校生が近隣中学校で防災学習会（HUG）を実施</p> <p>生徒が考案した携帯用非常持ち出し用具「Myゼロパック」</p> <p>(出典：第24回防災まちづくり大賞受賞事例集 https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei24th.pdf)</p>		諸 元	
		人口	10,989 人
		世帯数	4,977 世帯
		行政区面積	241.89 km ²
		都市計画	非線引き都市 計画区域 用途地域指定 なし
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年 国勢調査データを記載</small>	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県立南伊勢高等学校南勢校舎では、志摩半島の南部、五ヶ所湾に面し、南海トラフ地震が発生した場合には津波による浸水想定が5～10mの地域に立地しています。 ・ 東日本大震災を契機として、災害時に地域の一員として主体的に行動できる人材育成の取組が始まりました。岩手県でのボランティア活動を実施する等、計画的に東北被災地研修や、「総合的な学習の時間」の中で年間約10時間の「防災特別授業」を実施しています。 			
取組のポイント			
<p>【高校生が講師となる防災教育の実施と防災グッズの開発】 防災士の資格を取得した生徒が講師となり、中学1・2年生を対象に「防災講話と防災クイズ」、中学3年生を対象に「避難所運営ゲーム（HUG）」を実施しています。平成26年度の「防災特別授業」を通じて、防災用品をまとめた持ち出し用具の検討を始め、平成27年度に携帯用非常持ち出し用具「Myゼロパック」を考案、平成28年度に安否確認用としての付箋の追加や非常用食料品を見直すとともに、地元の介護福祉施設と漁協と連携して、「Myゼロパック」を商品化しました。</p>			
活用事業			
—			

・ 防災まちづくり大賞（南伊勢町） https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei24th.pdf

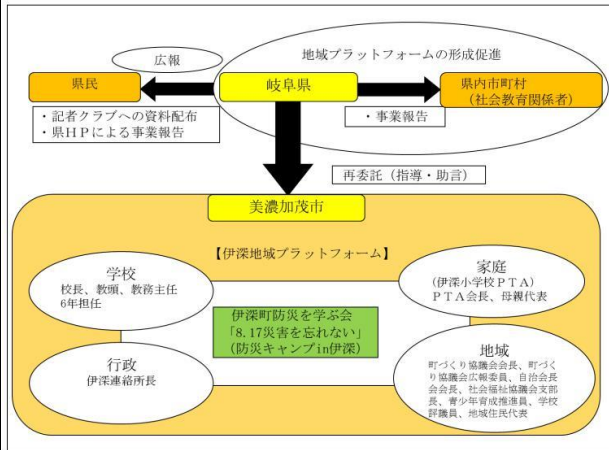


		地震
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成
導入メニュー	Ⅲ— 1—④	防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)



子どもたちを対象とした防災イベントの実施

実施主体：岐阜県美濃加茂市



伊深地域プラットフォームの運営体制

(出典：岐阜県防災キャンプ推進事業実施報告書
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/125842.pdf>)



防災士による講演



防災マップ作り

諸 元	
人口	57,154 人
世帯数	23,256 世帯
行政区面積	74.81 km ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり
<small>※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	

取組概要

- ・美濃加茂市は学校や公民館等にて防災キャンプを実施して、子供たちに防災の大切さを伝えています。
- ・美濃加茂市をはじめ、町づくり協議会、自治会、地域住民代表、伊深小学校職員、伊深小学校PTA等が一体となった「伊深地域プラットフォーム(防災キャンプ in 伊深)」を構築して、防災キャンプを実施します。そして防災キャンプでの共通の体験を通して、地域の一員としての自覚を育てます。
- ・過去に周辺地域で発生した大規模災害の教訓を通して、「災害への備え」や「災害時に自分ができること」を学ぶ機会を設けて、子供たちが自分の命や地域を自分たちで守ろうという意識を育てます。

取組のポイント

【被災者・防災士による講演】伊深町で発生した豪雨災害(8.17豪雨)体験者や防災の専門家である防災士の講演を通して、子供たちに「災害に対する知識」や「災害への備えの必要性」を学んでもらいます。

【地域住民との交流】子供たちと地域住民が一緒となり、まち歩きや炊き出しなどのプログラムに参加することで、助け合うことの大切さや自分ができることについて理解を深めることができます。

活用事業

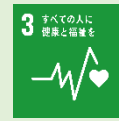
子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業(平成29年時点)

・岐阜県防災キャンプ推進事業 実施報告書 <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/125842.pdf>



地震	津波
----	----

基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等との連携
導入メニュー	Ⅲ—2—①	国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCO との連携強化



TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の活動	実施主体：国土交通省
--------------------------------	-------------------

諸元	
人口	—
世帯数	—
行政区面積	—
都市計画	—



被災状況調査（道路調査班）



被災状況調査（道路調査班）



無人化施工バックホウによる道路啓開



清瀧丸による支援物資の提供

TEC-FORCE の活動（平成 28 年熊本地震）

（出典：国土交通省中部地方整備局 HP「TEC-FORCE」https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/tec-force/pdf/tec-force_pamphlet.pdf）

取組概要

- ・国土交通省は、大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成 20 年 4 月に TEC-FORCE（災害緊急派遣隊）を創設しました。
- ・TEC-FORCE は、大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施します。
- ・TEC-FORCE 隊員は全国の地方整備局を主体に任命されており災害の規模によっては全国から集結します。

取組のポイント

【被害情報を迅速に把握】 災害対策用ヘリコプターによる被害状況調査、河川や砂防、道路、港湾などの自治体が管理する施設の被害状況を短期間での調査・報告を行うとともに、被災地の映像情報を衛星通信車や小型衛星画像伝送装置（Ku - SAT）、公共ブロードバンド移動通信システム（公共 BB）、5GHz 帯無線アクセスシステム（i-RAS）により、役場等にリアルタイムで配信することができます。

【迅速な復旧に向けた支援】 津波や水害で溜まった水の排水、照明車を用いた夜間作業、資材や災害対策用機械の無償貸与、復旧に向けた技術的な支援を行います。

活用事業

—

・国土交通省中部地方整備局 HP「TEC-FORCE」https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/tec-force/pdf/tec-force_pamphlet.pdf



		津 波	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 すべての人に 健康と福祉を </div> <div style="background-color: #ff9800; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 11 住み続けられる まちづくりを </div> <div style="background-color: #38761d; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 13 気候変動に 具体的な対策を </div> </div>
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等との連携	
導入メニュー	Ⅲ—2—①	国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCO との連携強化	
洪水・津波発生時の高速道路の緊急避難場所活用		主体：三重県桑名市	
東名阪自動車道法面を活用した緊急避難施設位置図（12箇所）		諸 元	
		人口	138,613 人
		世帯数	56,362 世帯
		行政区面積	136.68 km ²
		都市計画	都市計画区域
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<p>・津波・高潮・洪水時の災害に備え、平成24年7月11日、NEXCO 中日本と「津波・高潮・洪水時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定」を締結し、この協定に基づき、長島地区に東名阪自動車道法面を活用した緊急避難施設（12ヶ所）を整備しました。</p>			
取組のポイント			
<p>【道路施設を避難所として活用】 高速道路ののり面を、大規模地震発生に伴う津波襲来により、浸水が予想される地域の緊急一時避難場所として開放するものです。</p> <p>【住民による避難訓練の実施】 災害時に円滑に活用できるよう、住民の方々による避難訓練が行われています。</p>			
活用事業			
—			

桑名市 HP

<https://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/23,46057,240,454,html>

NEXCO 中日本 HP

https://www.c-nexco.co.jp/corporate/company/disclosure/state/pdf/h29/con_info.pdf



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div>
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等との連携	
導入メニュー	Ⅲ—2—②	他の地方公共団体との連携強化（防災協定・日常の地域間交流）	
18 府県の 18 市 1 町によるネットワーク型災害協定		主体：大阪府泉大津市	
		諸 元	
		人口	74,412 人
		世帯数	32,516 世帯
		行政区面積	14.33 km ²
		都市計画	線引き都市計画区域
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載</small>	
取組概要			
<p>・泉大津市では、平成 25 年 6 月 3 日に中部から九州の 21 府県 21 市 1 町（泉大津市を含む）の自治体間で、災害時の応急対策や復旧措置などで広域連携を図るネットワーク型災害協定を締結しています。</p>			
取組のポイント			
<p>【広域的な相互支援体制の構築】 この協定では、22 自治体のいずれかで地震など大規模災害が発生した場合、被害のない自治体より救援物資の供給や応援支援に必要な職員の派遣に加え、応援内容のとりまとめなどの支援を相互に受けることができることとしています。</p> <p>協定を結んでいる自治体は以下のとおりです（平成 29 年 6 月 5 日現在時点）</p> <p>大阪府泉大津市、岐阜県可児市、山梨県甲府市、愛媛県四国中央市、岡山県玉野市、滋賀県野洲市、愛知県刈谷市、島根県益田市、宮崎県日向市、三重県亀山市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市、奈良県大和郡山市、山口県柳井市、兵庫県高砂市、静岡県磐田市、福岡県行橋市、和歌山県橋本市、福岡県苅田町、高知県香南市、京都府八幡市、佐賀県神埼市</p> <p>「顔の見える」を協定のキャッチフレーズとし、定期的に首長会議や防災担当者会議を開催しています。</p>			
活用事業			
—			




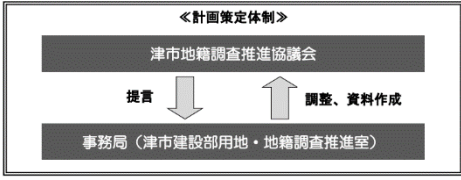
・泉大津市 HP <https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/kikikanri/kikikanri/ouennkyouteioboegaki/saigaikyoutei11.html>



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		
基本施策	Ⅲ-2	自治体・企業等との連携	
導入メニュー	Ⅲ-2-③	企業との連携強化（防災協定）	
ドローンによる情報収集活動に関する協定の締結		実施主体：愛知県田原市	
<p style="text-align: center;">ドローンのイメージ画像</p> <p style="text-align: center;">（出典：田原市 HP「ドローンを活用した大規模災害時における状況把握」 http://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/saigai/1000658/1007350.html）</p>		諸 元	
		人口	59,360 人
		世帯数	21,300 世帯
		行政区面積	191.12 km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載</small>	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 田原市では、大規模災害が発生した際の情報収集を円滑に実施するため、ドローンの活用について関係者との間で協力体制を構築しています。 ・ これにより、津波や被災状況などを迅速に確認できる可能性が高くなるなど災害時における初動対応として効果を期待しています。 			
取組のポイント			
<p>【協定による体制構築】 市は被災状況の確認等の情報収集活動について、民間事業者と「災害時における無人航空機による情報収集活動等に関する協定」を締結し、災害時の円滑な情報収集活動の体制を構築するとともに、平常時には訓練やドローンの防災活動等への活用を図るための研究を相互に進めています。</p> <p>【民間事業者からのドローン映像の提供】 市内に立地する自動車工場では、業員の安否確認・避難経路の確認・被災状況などの把握をドローンで行い、的確な避難行動を取る体制を整備しています。市はこの工場と覚書を締結し、工場付近の被災状況等の映像を提供してもらう体制を構築しています。日頃は、情報提供訓練などを通じて協力体制を維持しています。</p>			
活用事業			
—			

・ 田原市 HP「ドローンを活用した大規模災害時における状況把握」
<http://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/saigai/1000658/1007350.html>
 ・ 田原市 HP「田原市地域防災計画附属資料／第 1 6 災害協定・覚書等」
https://www.city.tahara.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/663/f2022.2-0.pdf



		地震	津波								
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		 								
基本施策	Ⅲ—3	地方公共団体の防災力向上									
導入メニュー	Ⅲ—3—①	貴重なデータの保護									
地籍調査事業計画の策定		主体：三重県津市									
 <p style="text-align: center;">重点整備区域</p>		<p style="text-align: center;">諸元</p> <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>274,537人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>117,663世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>711.19 km²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small></p>		人口	274,537人	世帯数	117,663世帯	行政区面積	711.19 km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	274,537人										
世帯数	117,663世帯										
行政区面積	711.19 km ²										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
<p style="text-align: center;">  </p> <p style="text-align: center;">計画策定体制</p> <p style="text-align: center;"> <small>(出典：津市 HP「津市地籍調査事業計画」平成30年12月 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1513577711102/simple/chisekityousajigyokeikaku.pdf)</small> </p>											
取組概要											
<ul style="list-style-type: none"> ・津市では、南海トラフ地震に伴う津波災害に対する復旧・復興対策として地籍調査の取組みを強化するため、平成28年3月に沿岸部の地籍調査の重点的な実施方針を定めた「津市地籍調査事業計画」を策定しました。 ・三重県の南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水予測図を踏まえ、沿岸部の災害復旧対策に重点をおき、最大浸水深が概ね2m以上と想定される区域のうち、主として都市的土地利用がされている沿岸部の区域約2,600haを地籍調査の「重点整備区域」として設定しています。 											
取組のポイント											
<p>【行政、住民、専門団体で構成される協議会での検討】 沿岸部の自治会連合会各支部や津地方法務局、公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、一般社団法人日本国土調査測量協会のメンバーにより構成する組織「津市地籍調査推進協議会」による検討・提言を基に策定を進めました。</p> <p>【重点的に調査を行う区域を設定】 地籍調査事業は市域全域で進めていくことが理想的ですが、広大な調査面積や財政面、人員面を考慮し、大規模災害が想定される地域を、重点的に調査を行う区域として設定し、計画的に調査を進めています。</p>											
活用事業											
(不明)											

・津市 HP「津市地籍調査事業計画」平成30年12月
<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1513577711102/simple/chisekityousajigyokeikaku.pdf>



		地震	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	
基本施策	Ⅲ—3 地方公共団体の防災力向上		
導入メニュー	Ⅲ—3—③ 職員の意識づくり		
震災復興都市計画策定時の地方公共団体職員ワークショップの開催		主体：愛知県	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>検討状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>結果報告</p> </div> </div> <p>模擬訓練の様子</p> <p><small>(出典：愛知県 HP「震災復興都市計画について」 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/0000070352.html)</small></p>		諸元	
		人口	7,542,415 人
		世帯数	3,238,301 世帯
		行政区面積	5,173.07 km ²
		都市計画	—
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興都市計画とは、都市基盤が脆弱な密集市街地が大規模に被災した場合などに、建築基準法第89条による建築制限等をかけながら、地域住民とともに復興計画を定め、緊急かつ円滑に市街地整備事業等の実施につなげていこうとするものです。 ・愛知県は、震災復興都市計画の手引き（計画編）を策定（平成25年3月）するに当たって、手続きにおける課題を把握するため、仮想の被害を基に計画を策定する模擬策定作業を行いました。 ・模擬策定作業では、被害特性や地区特性を変えた5地区における復興都市計画の策定を行い、県及び市町村職員（30市町、計40名）がWS形式で取り組みました。（平成25年度実施） 			
取組のポイント			
<p>【手続きの実施を図るための詳細マニュアル】 手引き（手続き編）では、県・市町村職員の詳細な行動内容の明示や、被害状況の調査要領、区域設定などにおける判断要件、様々な計画の策定指針等を示しており、的確かつ速やかな手続きの実施を図るための詳細マニュアルとなっています。</p> <p>【日頃から検討を進めておく事前復興の取組提示】 手引き（計画編）では、迅速かつ的確に復興計画を定めるための基準や考え方、被災前の日頃から地域住民の方々と地区の防災課題の改善について検討を進めておく事前復興の取組等を示しています。</p> <p>【市町村の取組促進のための資料提供】 事前復興の取組を進める上での基本的な考え方や、地域でケーススタディを行った事例とその留意点等をまとめた「事前復興の取組に関するガイドライン（案）：平成26(2014)年3月」、市町村と地域住民が主体となり事前復興まちづくり模擬訓練が実施するための「事前復興まちづくり模擬訓練プログラム：平成28(2016)年3月」を策定しました。</p>			
活用事業			
—			

愛知県 HP <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/0000070352.html>



		地震	津波										
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	 3 すべての人に 避難と備蓄を	 11 住み分けられる まちづくりを										
基本施策	Ⅲ—4 有事を見据えた体制づくり												
導入メニュー	Ⅲ—4—① 自主防災組織による避難防災訓練の実施												
防災指導員の配置と避難訓練の実施		主体：静岡県沼津市											
 夜間の避難訓練の様子		 地域防災の日の訓練の様子											
<p>(左出典：国土交通省中部地方整備局「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」平成26年2月 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/pdf/guideline.pdf)</p> <p>(右出典：沼津市HP「防災力 人の輪 知恵の輪 地域の輪（沼津市定例記者会見発表5 平成元年11月27日）」 https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/pr/interview/pdf/201911_5.pdf)</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>189,386人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>83,438世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>186.96km²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </tbody> </table> <small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>		諸元		人口	189,386人	世帯数	83,438世帯	行政区面積	186.96km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
諸元													
人口	189,386人												
世帯数	83,438世帯												
行政区面積	186.96km ²												
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり												
取組概要													
<ul style="list-style-type: none"> ・沼津市は、連合自治会に各1名ずつ、防災知識の普及や防災訓練を指導する防災指導員を配置しています。 ・また、沼津市では「地域防災の日」の12月の第一日曜日に、市内全域で連合自治会や単位自治会の自主防災会が、地域の特性に応じた自主的な訓練を実施しています。 													
取組のポイント													
<p>【的確な避難が行える防災力】 沼津市では、自主防災組織は、①防災訓練、②災害図上訓練、③避難地の学校との連携を行い、正しい知識を身に着けることにより「正しく恐れ」、自分の身を自分で守る「的確な避難」が重要としています。</p> <p>【地域特性に応じた実践的な防災訓練】 自主防災会が中心となって、地域の特性に応じた実践的な訓練を実施するとともに、自助・共助を主とした地域の防災体制の強化を図っています。</p>													
表 令和元年の防災訓練の取組													
自主防災会		訓練概要											
第三地区我入道連合自主防災会	煙体験、搬送訓練を実施した後高台への避難行動を確認する津波避難シミュレーションを実施												
第五南地区連合自主防災会	地域住民が防災について語り合う、防災井戸端会議等を実施												
戸田地区連合自主防災会	ビーコンを使用した避難訓練を実施												
その他	各自主防災会では、それぞれ趣向を凝らし、人間 HUG 訓練、災害時の安否確認を迅速に行なう黄色いハンカチ作戦、歩行困難者をリヤカーで搬送する訓練など自主防災会ごとに企画した訓練を実施												
<small>(出典：沼津市HP「防災力 人の輪 知恵の輪 地域の輪（沼津市定例記者会見発表5 平成元年11月27日）」 https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/pr/interview/pdf/201911_5.pdf)</small>													
活用事業													
—													

・沼津市HP「沼津市防災指導員設置規則 <https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/bousaikeikaku/doc/9.pdf>

・沼津市HP「防災力 人の輪 知恵の輪 地域の輪（沼津市定例記者会見発表5 平成元年11月27日）」
https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/pr/interview/pdf/201911_5.pdf



		地震	津波								
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		  								
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり									
導入メニュー	Ⅲ—4—①	自主防災組織による避難防災訓練の実施									
<p>1800 人の生徒を「避難者」から「救助者」に～地域の方と住み分ける、校内避難所運営に向けて～</p>			<p>実施主体：大島地区連合町内会・川崎市立川崎高校（神奈川県川崎市）</p>								
 <p>川崎高校校舎</p>		 <p>防災宿泊研修の様子</p>									
<p>（出典：内閣府「第 23 回防災まちづくり大賞」 https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei23th.pdf）</p>		<p>諸元</p> <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>1,538,262 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>747,452 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>143.01 km²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p><small>※諸元は川崎市のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載</small></p>		人口	1,538,262 人	世帯数	747,452 世帯	行政区面積	143.01 km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	1,538,262 人										
世帯数	747,452 世帯										
行政区面積	143.01 km ²										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
<p>取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 川崎市立川崎高校（神奈川県）の校舎の 3 階以上は津波による浸水を免れる設計となっており、災害時には生徒だけでなく大島地区の住民の避難所となることも想定されることから、避難所運営や連絡体制の確立等の検討が必要となりました。 このことから、大島地区連合町内会は、川崎市の地域防災拠点に位置づけられている川崎市立川崎高校と連携して、避難所開設訓練や様々な災害に対応した避難訓練を実施しています。 											
<p>取組のポイント</p> <p>【地域と学校それぞれの防災力の向上】 連合町内会と高校が行う避難訓練には年々、参加者が増加しており、避難所開設訓練に取り組む意識が向上しています。高校においても避難訓練によって生徒ひとりひとりの意識の向上や避難完了までに要する時間が短縮されています。</p> <p>【福祉の観点を取り入れた訓練の展開】 大島地区は河川に挟まれた水害リスクの高いエリアでもあり、近隣スーパーと災害協定を締結する等、以前から防災コミュニティづくりに取り組んできました。このような地域の取組に高校の福祉課の生徒が応え、帰宅困難者を想定した校内宿泊研修を実施、心肺蘇生のプログラム等には住民も参加しています。</p>											
<p>活用事業</p> <p>—</p>											

・内閣府「第 23 回防災まちづくり大賞」https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei23th.pdf



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり	
導入メニュー	Ⅲ—4—①	自主防災組織による避難防災訓練の実施	
自衛隊と自主防災隊の共同訓練		主体：三重県南伊勢町 大分県佐伯市	
 南伊勢町の共同訓練の様子		諸元	
		三重県南伊勢町	
 佐伯市の避難所運営訓練の様子		人口	10,989人
		世帯数	4,977世帯
<small>(左出典：国土交通省中部地方整備局「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」平成26年2月 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/pdf/guideline.pdf) (右出典：内閣府 HP「防災訓練事例集」 http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/tsunamibousai/kunrenjireisyu/pdf/kunrenjireihonpen.pdf)</small>		行政区面積	241.89km ²
		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定なし
		大分県佐伯市	
		人口	66,851人
		世帯数	28,716世帯
		行政区面積	903.14km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・南伊勢町は、自衛隊と自主防災隊で炊き出しや搬送訓練を行いました。 ・佐伯市では平成25年度から小学校区で避難所運営訓練を行っています。各地区長が推薦したメンバーによって避難所運営チームが結成され訓練を企画、当日は避難所運営チーム、避難者（地域住民）、消防団、警察、自衛隊が訓練に参加しました。 			
取組のポイント			
【住民と他機関が連携した訓練】 災害対応を実施する自衛隊と自主防災組織が連携して訓練を行うことで、災害時の対応や役割をあらかじめ確認しておくことができます。			
【要配慮者に対応した避難所運営訓練】 佐伯市では、怪我人、車椅子で避難する人、外国人、インフルエンザ罹患患者など、様々な方々が避難所に訪れる想定をして、運営チームが対応をしました。それらの避難者は徒歩や自衛隊の大型車両等で避難所に来て、避難所運営チームの指示に従い行動をしました。			
活用事業			
—			

・内閣府 HP「防災訓練事例集」 <http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/tsunamibousai/kunrenjireisyu/pdf/kunrenjireihonpen.pdf>



基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり
導入メニュー	Ⅲ—4—②	広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくり

地震	津波
3 千代までの人に 健康と幸福を 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

実施主体：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市



諸 元	
人口	—
世帯数	—
行政区面積	—
都市計画	—

(出典：公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 HP「被災者の仮住まい確保に向けた「賃貸型応急住宅」の手順」<https://www.chintai.or.jp/common/img/pdf/sugoroku.pdf>)

取組概要

- ・岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市は、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会と、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」を締結し、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる体制を整備しています。
- ・災害発生時には、県、市からの要請に応じて、連合会は応急仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供、賃貸住宅所有者の意向確認、借上げや賃料の支払い等に関する事務や必要な調整を行います。

取組のポイント

【災害時の迅速な応急仮設住宅の確保】 大規模災害における仮設期の住まいづくりは、長期化を想定して高齢者等の要配慮者や生活・コミュニティ等へのきめ細かい配慮が求められますが、迅速な対応が求められ、発災後に各種検討やきめ細やかな調整を行う時間は無いことから特に平時での準備が重要です。既存の住宅ストックを活用する民間賃貸住宅の借上げは、被災者に速やかに仮の住まいを提供することにつながります。

活用事業

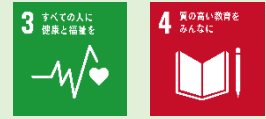
—

・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）HP「災害協定」 <https://www.chintai.or.jp/kyotei/>



地 震

基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり
導入メニュー	Ⅲ—4—③	支援物資等の受け入れ態勢の検討



ラストマイルにおける支援物資輸送

主体：国土交通省

過去の災害で示された支援物資物流の課題と、その想定される対応策について検討・検証を行った

机上訓練

- 正確な情報の伝達・共有の困難性
→メール及び帳票を使用するとともに、それらの情報が掲載されるweb掲示板の使用による情報共有
→単位の記載方法等、伝達に関するルールの策定
- 備蓄物資の情報（サイズ・重量・数量等）の未整理による混乱
→備蓄物資の実測等によるサイズ・重量・数量等情報をあらかじめ整理
- 庭先条件の評価、車両の選定
→物流専門家による助言、委託

(机上訓練風景)

実動訓練

- 物資の保管スペースの不足、床荷重の不足
→屋外テントの活用、床荷重を考慮した物資保管方法の策定等
- 自治体職員のスキル不足（荷役作業・在庫管理等）
→物流事業者への委託、自治体職員が操作可能な荷役効率化資機材（ハンドリフト等）の活用

(車両からの積み卸し)

(荷役機器を使った積み卸し)

(地域内輸送拠点への搬入)

(仕分け・保管)

(屋外テントの活用)

(避難所への搬入)

(出典：国土交通省 HP「ラストマイル支援物資輸送等に関する実動訓練について」
<https://www.mlit.go.jp/common/001351215.pdf>)

諸 元	
人口	—
世帯数	—
行政区面積	—
都市計画	—

取組概要

・国土交通省は、被災者（避難所）までの円滑かつ確実な支援物資物流の実現に向け、平成 31 年 3 月に策定した「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」を活用し、神奈川県小田原市及び、広島県竹原市において地方公共団体や物流事業者等関係者と連携した実践的な訓練を実施しました。

取組のポイント

【机上訓練】 避難所の物資ニーズ調査から物資の調達、地域内輸送拠点から避難所への輸送計画の策定までを机上訓練として実施しました。ハンドブックに示された手順や役割分担等について一定の有効性があること、地方公共団体が備蓄している物資の数量やサイズ、重量等のデータ整理の必要性等が確認されました。

【実動訓練】 地域内輸送拠点への物資の搬入、地域内輸送拠点から避難所への輸送を実動訓練として実施しました。フォークリフトの操作ができない場合に使用が考えられるハンドリフトやリフト台車等の代替荷役機器を実際に使用した際の効果や注意すべき点、物資拠点や避難所となる施設の庭先条件の整理の必要性等が確認されました。

活用事業

—

・国土交通省 HP「ラストマイルを中心とした円滑な支援物資物流の実現に向けた訓練の運営・実施及び調査・分析」
<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/lastkunren.html>



IV 事前復興

令和3年度作成

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例	災害種別	ページ
IV-1 事前復興まちづくり	①事前復興まちづくりの準備	静岡市都市復興基本計画策定行動指針【静岡県静岡市】	地震・津波	実践編 1-74
		平常時・災害時の複合的な活用が可能な公園整備【和歌山県海南市】	津波	実践編 1-75
	②事前復興計画の策定	富士市事前都市復興計画【静岡県富士市】	地震・津波	実践編 1-76
	③企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	田子の浦港周辺 地域防災力向上に向けた取組【静岡県富士市】	地震・津波	実践編 1-77



		地震	津波	
基本事項	IV 事前復興			
基本施策	IV—1	事前復興まちづくり		
導入メニュー	IV—1—①	事前復興まちづくりの準備		
静岡市都市復興基本計画策定行動指針		主体：静岡県静岡市		
<div style="text-align: center;"> <p>都市復興基本方針（例）</p> <p>静岡市全体の復興の姿、復興の精神となるように、「復興に関する基本的な考え方」「復興の目標」「土地利用方針」「都市施設の整備方針」「市街地復興の基本方針」等を策定します。</p> <p>（基本的な考え方 例） 災害をバネに地域社会の活力を高める（長岡市）</p> <p>（復興の目標 例） 安心して住み、働き、学び、憩い、集えるまち（神戸市）</p> <p> 被災を繰り返さない都市づくりを念頭にまちの基本的な方針を踏まえて策定します。</p> <p>まちの基本的な方針</p> <p>第1次静岡市総合計画：活発に交流し価値を創り合う自立都市 静岡市都市計画マスタープラン：創造と共生が調和した、自立都市「しずおか」</p> <p>都市復興基本方針策定の考え方</p> <p>（出典：静岡市 HP「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」 https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004566.html）</p> </div>		諸元		
		人口	693,389人	
		世帯数	297,421世帯	
		行政区面積	1,411.83 km ²	
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>		
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な震災により、大きな被害を受けた市街地の一刻も早い復興を実現させるためには、無秩序な建築等を防止し、道路等の公共施設を早期に復旧するとともに、土地区画整理事業等の面的な整備事業を実施するなど、防災性の高い快適で活力のあるまちづくりを緊急・強力で進めていかなければなりません。 ・静岡市では、大規模な地震により被災した市街地の再生を迅速かつ円滑に進めていくために、市民・行政それぞれの役割や行動を示した「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」を作成しました。 				
取組のポイント				
<p>【行政施策編と市民活動編】 震災後の被害概況調査から都市復興基本計画の策定に至るまでの行動手順や留意事項を取りまとめた『行政施策編』と、復興まちづくりにおける市民活動についての考え方や日常時からの取組み等を提案した『市民活動編』の2編で構成されており、行政と市民等が協働で進める考え方を示しています。</p> <p>【自助・共助・公助による「復興まちづくり」】 復興まちづくりを円滑に進めるためには、被災者自身（自助）、住民同士の協力（共助）、行政による推進と支援（公助）が、各地区においてバランス良く結びつき合意形成を図ることが必要という考え方の上に立ち、復興まちづくり協議会の設置を提案しています。</p>				
活用事業				
—				

・静岡市 HP「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」 https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004566.html



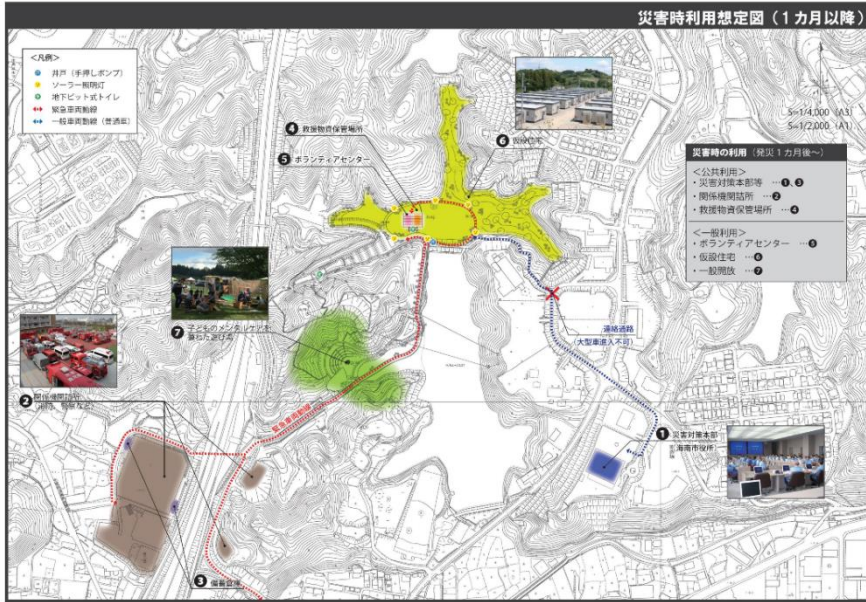
		津 波
基本事項	IV 事前復興	
基本施策	IV—1	事前復興まちづくり
導入メニュー	IV—1—①	事前復興まちづくりの準備

11 住み続けられるまちづくり

12 つくも責任つかり責任

平常時・災害時の複合的な活用が可能な公園整備

実施主体：和歌山県海南市



海南市（仮称）中央防災公園 災害時利用想定図（1か月後）

（出典：「（仮称）中央防災公園整備基本計画」（海南市、令和2年6月変更）

https://www.city.kainan.lg.jp/material/files/group/23/kihonkeikaku_202006henkou.pdf

諸 元	
人口	48,369 人
世帯数	20,088 世帯
行政区面積	101.06 km ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり
※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載	

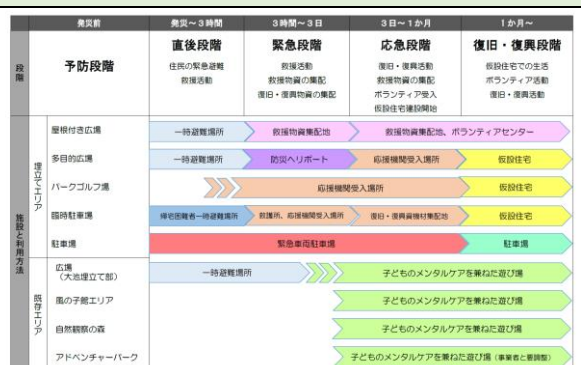
取組概要

・和歌山県海南市では、総合体育館や高速道路 IC に近接する立地を活かし、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に地域防災拠点（防災関係機関の活動拠点）や応急仮設住宅建設用地として活用可能になり、日常的には賑わいを呼び込む本市のシンボル公園として、「ここにしかない」魅力を備えた公園の整備を進めています。

取組のポイント

【平常時・災害時の複合的な機能導入】 平常時、大規模災害時の二面性を持つ都市公園として、平常時の防災意識啓発につながる活用方法も検討されていることから、施設の活用機会が増大し、賑わいや防災意識のさらなる向上が期待されます。

【施設整備後を見据えた役割の整理】 基本計画段階から、大規模災害時の発災直後から復旧・復興段階に至るまでの役割を整理がなされ、今後地域防災計画への位置づけも見据えられており、整備後早い時期から防災面での円滑な活用が期待されます。



海南市（仮称）中央防災公園 災害時の役割



（出典：「（仮称）中央防災公園整備基本計画」（海南市、令和2年6月変更）

https://www.city.kainan.lg.jp/material/files/group/23/kihonkeikaku_202006henkou.pdf

活用事業

（不明）



		地震	津波
基本事項	Ⅳ 事前復興		 
基本施策	Ⅳ— 1	事前復興まちづくり	
導入メニュー	Ⅳ— 1—②	事前復興計画の策定	
富士市事前都市復興計画		主体：静岡県富士市	
復興まちづくりの目標及び基本方針		諸 元	
市街地の復興 住環境の復興 産業の復興 復興の体制等	目標 災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成 方針1：災害に強い市街地整備 方針2：段階的な市街地復興 方針3：まちの骨格となる都市計画道路の整備 方針4：復興地区区分に応じた市街地整備	人口	245,392人
	目標 地域のつながりに配慮した住まいの確保等、良好な住環境の形成 方針1：地域コミュニティに配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備 方針2：住宅再建支援の充実 方針3：ライフラインの早期確保 方針4：医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復 方針5：生活道路や公共交通の機能回復	世帯数	97,333世帯
	目標 事業者の事業継続及び産業活動の早期再開 方針1：産業拠点機能の早期回復 方針2：工場等における事業継続の促進 方針3：商業活動の継続性の確保 方針4：農林漁業等の早期再建	行政区面積	244.95 km ²
	目標 市民・事業者・行政の協働による復興まちづくり体制の構築 方針1：協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信 方針2：人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進 方針3：復興の進め方及び役割の明確化 方針4：行政内及び行政間の連携強化	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
復興まちづくりの目標及び基本方針 (出典：富士市 HP「事前復興計画 概要版」 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1201/fmervo0000012vzc-att/rn2ola000000cyzp.pdf)		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・富士市において発生が危惧されている南海トラフ巨大地震による被害を想定し、発災後、迅速かつ着実に復興できるよう、復興の方針や進め方など、復興に向けたまちづくりに関することを平常時から市民・事業者・行政で共有するため、事前復興の考え方を基に「富士市事前都市復興計画」を策定しました。 ・計画策定に当たっては、庁内の関係部署で構成される計画策定委員会と学識者や関係団体、市民委員で構成される計画策定市民懇話会を組織し、検討を進めました。 			
取組のポイント			
【事前復興計画策定前の準備】 富士市では、職員の理解を得るための「都市の復興を考える勉強会」の開催、市民の理解を得るための「富士市震災復興シンポジウム」の開催、都市計画マスタープランへの事前復興の取組野位置づけを行って、事前復興計画策定に向けて準備を進めました。			
【行政・市民・事業者の協働】 あらかじめ、行政、市民、事業者の3者が、復興に向けた考え方、復興に向けた進め方・役割を共有し、地域の特性に応じた対策を検討・訓練することで進めていくこととしています。			
活用事業			
—			

・富士市 HP「富士市事前復興計画」 <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1201/fmervo0000012vzc.html>



		地震	津波								
基本事項	IV 事前復興		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>4 界のこい教育をみんなに</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 ハートネットプランで未来を築きましょう</p> </div> </div>								
基本施策	IV—1	事前復興まちづくり									
導入メニュー	IV—1—③	企業の事業継続計画 (BCP) の策定促進									
田子の浦港周辺 地域防災力向上に向けた取組		主体：静岡県富士市									
企業からの意見等		諸 元									
<p>【講演やワークショップを通じて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他社の防災に係る取組事例を聞くことができる良い機会だった。 ・自社での防災に向けた取組に限界がある一方で、他企業との連携により解決できる課題があると理解した。 ・今後は企業間で相互に連携する必要があると感じた。 <p>【セミナーの総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「命を守るための予防対策(避難行動に係ること等)」を実施している企業は多い。 ・「初期期の命を守る対策(什器等の転倒防止対策等)」、「事業復旧のための対策(燃料の確保等)」を実施している企業が少ない。 ・各企業単位で出来る対策(棚の転倒防止策等)、企業連携が必要な対策(資源の共有等)を企業間で意見交換することが望ましい。 		<p>第3回 地域防災力向上セミナー</p>									
<p>地域防災力向上セミナーの様子</p> <p>(出典：富士市 HP「田子の浦港周辺 地域防災力向上の取組 パンフレット」 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0305/rn2ola000002mca1-att/rn2ola000002mcdi.pdf)</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">人口</td> <td>245,392 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>97,333 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>244.95 km²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small></p>		人口	245,392 人	世帯数	97,333 世帯	行政区面積	244.95 km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	245,392 人										
世帯数	97,333 世帯										
行政区面積	244.95 km ²										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
取組概要											
<ul style="list-style-type: none"> ・田子の浦港は、静岡県東部地域の産業経済を支える物流拠点であり、周辺には多くの企業が立地しています。南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生した際、早期復旧・復興を図るためには、平常時からそれぞれの企業が自社の防災対策を進めるとともに、周辺企業とも連携・協力し、地域として防災力を高めていくことが重要です。 ・富士市では、田子の浦港周辺企業等の連携・協力を推進し地域防災力を向上することを目的に、関係者協力のもとアンケート調査やセミナー・ワークショップ等を開催しました。 											
取組のポイント											
<p>【事業復旧、企業相互の連携の必要性への気づきの創出】 セミナーやワークショップ、先駆企業の防災の取組の見学会を通じて、企業の防災担当者同士が意見交換を行うことで、事業復旧に向けた取組の必要性や企業間の連携の取組の必要性等の理解が促進されました。</p> <p>【田子の浦港地域防災連絡会の発足】 地域防災力向上に向け、アンケート調査やセミナーを開催する中で、平時より企業同士が交流できる場を求める声を多くいただきました。このため、港周辺に所在する企業や関係者が「顔の見える関係」となり、防災に係る情報共有・意見交換や、合同訓練等の企画に取り組める枠組みとして令和2年3月に「田子の浦港地域防災連絡会」が設立されました。企業相互の自助・共助と連携の取組を推進していきます。</p>											
活用事業											
—											

・富士市 HP「田子の浦港周辺における地域防災力向上への取組について」
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0305/rn2ola000002mca1.html>